令和5年第2回定例会会議録(第3号)

令和5年6月19日

○出席議員(25名)

塩 1番 手 悠 太 君 2番 石 \blacksquare 強 君 3番 中 村 悟 君 4番 森 君 裕 5番 小 野 和 美 君 6番 重 松 康 宏 君 7番 佳 子 日名子 子 小 野 君 8番 敦 君 9番 美 馬 恭 子 君 10番 真 君 冏 部 安 部 郎 君 12番 小 野 正 明 君 11番 三 13番 森 大 輔 君 14番 重 忠 昭 君 森 義 君 穴 井 宏 君 15番 Щ 治 16番 17番 加 藤 信 康 君 18番 吉 冨 英三郎 君 章 19番 Ш 君 20番 降 生. 松 市 原 君 21番 黒 木 愛一郎 君 22番 松 Ш 峰 生 君 男 君 成 23番 野 哲 24番 Ш 本 君 弘 25番 泉 武 君

○欠席議員(なし)

○説明のための出席者

市 恭 君 市 長 南 寿 君 長 長 野 紘 副 冏 和 総 教 育 長 寺 尚 悌 君 務 部 長 柏 木 正 義 君 企画戦略部長 部 政 君 観光・産業部長 置 伸 君 安 信 夫 日 市民福祉部長 亨 公営事業部長 上 田 君 田 辺 裕 君 兼福祉事務所長 尚 こども部長 代 君 いきいき健幸部長 野 之 君 宇都宮 大 高 設 部 内 佳 久 君 市長公室長 内 弘 建 長 Щ Ш 美 君 災 局 修 君 防 仁 長 白 石 消 長 浜 君 上下水道局長 昭 彦 教 育 部 長 古 本 君 松 屋 益治郎 君 企画戦略部次長 矢 野 君 員 課 君 義 知 職 長 竹 元 徹 兼財政課長 共生社会実現·部落 市民課参事 江 Ш 裕 子 君 河 野 幸 夫 君 差別解消推進課長

| 子 ど も 部 次 長兼子育て支援課長 | 中 | 西 | 郁 | 夫 | 君 | 健康推進課長 兼子育て支援課長 | 和 | 田 | 健 | <u> </u> | 君 |
|---------------------|---|---|---|----------|---|--------------------|---|---|---|----------|---|
| 保険年金課長 | 石 | 崎 | | 聡 | 君 | 介護保険課長 | 冏 | 南 | | 剛 | 君 |
| スポーツ推進課長 | 豊 | 田 | 正 | 順 | 君 | 都市整備課長 | Щ | 田 | 栄 | 治 | 君 |
| 公園緑地課長 | 橋 | 本 | 和 | 久 | 君 | 施設整備課長 | 登 | 根 | | 澄 | 君 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 若 | 杉 | | 篤 | 君 | 教育政策課長 | 森 | 本 | 悦 | 子 | 君 |
| 教育政策課参事 | 吉 | 武 | 功 | <u> </u> | 君 | 学校教育課長 | 松 | 丸 | 真 | 治 | 君 |
| 学校教育課参事 | 時 | 松 | 哲 | 也 | 君 | 消防本部次長兼 庶 務 課 長 | 永 | 路 | 尚 | 道 | 君 |
| 上下水道局総務課長 | 田 | 原 | 誠 | 士 | 君 | | | | | | |

○議会事務局出席者

 局
 長
 河
 野
 伸
 久
 議事総務課長
 中
 村
 賢一郎

 補佐兼総務係長
 岩
 男
 凉
 子
 係
 長
 甲
 斐
 俊
 平

 主
 査
 松
 尾
 麻
 里
 主
 査
 佐
 藤
 雅
 俊

 主
 事
 定
 宗
 隆一郎
 事
 務
 員
 尾
 割
 春
 見

○議事日程表(第3号)

令和5年6月19日(月曜日)午前10時開議第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 (議事日程に同じ)

午前 10 時 00 分 開会

○議長(加藤信康君) ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第3号により行います。

日程第1により、一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○9番(美馬恭子君) 先ほどから皆さんに言われておりますが、やっぱりトップバッターというのはかなり緊張いたしまして、今朝も早くから来てしまいましたが、日本共産党の美馬恭子です。 2期目に入りまして、女性も2名から4名と倍増になりました。女性の目線でもしっかりと質問を続けてまいりたいというふうに考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは質問に入りたいと思います。

まず一番最初、子ども・子育てについてということで、新学校給食センターについてお 尋ねしていきたいと思っております。

山の手小学校にできるアレルギーセンターは6品目、卵、乳製品、エビ、イカ、カニ、ゴマの除去の対応と聞いております。ほかの自治体と比較しても除去品目数は多いと考えています。また、今までアレルギー対応のできていなかった中学生の保護者からは感謝の声も聞かれておりました。

しかし、現在の自校方式の給食であれば、例えば卵アレルギーだけの児童に対しては、他の5品目は提供できているとも聞いております。保護者の方からは、食べられる食材も食べられなくなるのは後退ではないかというような意見もお伺いしました。これだけ多様化を言われている時代です。アレルギー対応にはもう少しきめ細やかな対応ができないものでしょうか。

○教育政策課長(森本悦子君) お答えいたします。

食材にアレルギーを持つ児童生徒にとりまして、誤配や誤食は命に関わる重大な問題です。平成29年、食物アレルギー対応検討委員会にて別府市のアレルギー対応品目を6品目除去食と決定し、令和2年度の新学校給食共同調理場整備基本計画におきまして、除去食対応の堅持と中学校への拡充を決定いたしました。

これまでも単独調理場におきましては、原則6品目除去の対応を行ってまいりました。 アレルギーセンターでは、除去する6品目が施設内に搬入されることはありません。また、 別府市では、アレルギー対応食喫食児童生徒には専用のバッグで一人一人に毎日配送いた します。アレルギー対応食の配膳や受け渡しにつきましても、それを担う学校現場に説明 会を実施し、不安や心配を払拭できるように計画をしております。

- ○9番(美馬恭子君) 新給食センターは3献立、8,500食、先日の聞き取りのときにアレルギー食も3献立、100食というふうにお聞きしました。山の手小学校の給食室はスペースとして3献立は可能なのでしょうか。
- ○教育政策課長(森本悦子君) アレルギーセンターで3献立対応かどうかという御質問に つきまして、3献立提供する計画でございます。可能でございます。
- ○9番(美馬恭子君) 可能であるならば、献立ごとに除去品目を変えて実施していくということはどうでしょうか。そうすればもう少しきめ細やかに対応できるものではないかなとも考えますが、いかがでしょうか。
- ○教育政策課長(森本悦子君) お答えいたします。

文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」や、大分県が出しました「学校・幼稚園・こども園・保育所における食物アレルギー対応マニュアル」には、原因食材の混入を防止し、複雑で煩雑な調理作業にならないよう、作業工程表や作業動線図で確認することや、さらには対応食を単純化することが明記をされています。アレルギー対応食

は6品目以外の食材を使って、見た目、栄養バランス、質・量、いずれも通常食と遜色なく調理され、かつ、喫食する子どもたちは、ほかの子どもたちと同等の献立を一緒に楽しむことができます。最優先すべきは、子どもたちが安全で安心して給食を食べられることであり、それを念頭に、学校給食の提供に努めてまいりたいと思います。

- ○9番(美馬恭子君) 食物アレルギーは年々多様化してきています。6品目以外の食材でのアレルギーに対しての対応はどのようになっていくのでしょうか。個別性が極めて高いので、センターでの対応は難しいと思いますが、この点はどうでしょうか。
- ○教育政策課長(森本悦子君) お答えいたします。

事前調査でアレルギーを持つと回答しました児童生徒の保護者約150人に対しまして、今年1月から3月にかけて、学校長、養護教諭、栄養士の同席の下、個別に面談を行いました。6品目以外のアレルギーのみを持つ児童生徒に対しましては、学校給食センターから通常食を提供いたします。事前に学校側と保護者に食物アレルギー用の献立を配布し、アレルゲンとなる食品とその献立についてお知らせをいたしますので、アレルギー食材を含む場合は保護者の判断で、児童生徒自身が該当食材を取り除いて食べる、あるいは給食を食べずに代わりのものを持参するなど、現在と同様の対応になります。

- ○9番(美馬恭子君) アレルギーを持つ児童生徒の把握は入学前に行うということですが、 今は成長期に突然発症するという例も少なくありません。学校と給食センターの情報の共 有、連携はどのようになりますか。
- ○教育政策課長(森本悦子君) お答えいたします。

給食センターとの連携につきましては、食物アレルギー反応があった場合、直ちにその情報を学校から教育委員会に連絡する体制となっております。新規に発症した場合におきましても、医師の診断を受けた後、学校側と保護者、栄養士が食物アレルギー面談を行い、今後の対応を決定するなど、学校と連携を密にし、子どもと保護者が安心して給食が食べられる環境をつくることに努めたいと考えております。

○9番(美馬恭子君) 今説明いただきましたように、文部科学省から学校給食おける食物 アレルギー対応指針というものが出されています。安心・安全な給食提供のためにという ことで、事細かく記載されております。最優先は安全性、原因食物は提供するかしないか の二者択一を原則的な対応とすることが望ましいというふうにも記されていました。

しかし、給食センター化に関して、自校式を維持してほしいという多くの署名1万1,800 筆近くが集まりました。そして説明会にも多くの保護者の方が参加しました。その中には、 アレルギーを持つお子さんの保護者の方も多くいらっしゃったと思います。アレルギーは 命に関わる重篤な症状を引き起こす原因ともなります。上記の対応指針の中には、給食を 食べれなくなる児童生徒がいる。完全除去対応となった場合、対応の後退を問題にされる こともあるというふうにも書かれていました。こうしたことを考えた場合、しっかり丁寧 に説明していくことは当然のことですが、それ以上に私は、今までの自校式給食がいかに すばらしかったということも再度認識していただきたい、そのように考えております。

今後、9月から開始になるということですが、今後の状況をしっかり見極めてまいりたい、そしてまた質問も続けていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、学校教育に関する経費ということでお伺いしていきたいと思っています。

別府市は給食費に関して、在学第1子と第2子は半額、第3子以降は無償という政策を 4月以降も継続しています。これに対して多くの市民から、本当に助かるという話も、声 もたくさん聞いています。

しかし、全国的には全面無償としている自治体も少なからず増えています。別府市もも う一歩進めて、全ての幼稚園、小学校、中学校の給食費を無償にできないでしょうか。ま た、その場合にはどれぐらいの予算がかかるのでしょうか。県にも半額助成を呼びかける など、実現に向けて検討していただきたいと思っていますが、どうでしょうか。

○教育政策課長(森本悦子君) お答えいたします。

現在、在学第1子と第2子は半額、第3子以降は無償という施策をしております。今年度の当初予算に約1億8,400万円を計上しています。全ての幼稚園、小学生、中学生を無償とする場合、現在の対象人数から推計いたしますと、1年間で約1億4,600万円の追加事業費が必要となります。多額の財源を必要とする事業ではありますが、財政事情による自治体間の格差が生じないよう、国の公費負担を念頭に置いた財政措置を講じることを、今年度九州市長会を通じて国へ要望いたしました。引き続き、国の方針や他の自治体の動向などを注視してまいりたいと考えております。

○9番(美馬恭子君) ぜひ、給食費の全面無償化に向けて検討を続けていただきたい、そして早期の実現をと願っております。

続きまして、義務教育において副教材費、課外授業、修学旅行等の多くの費用がかかっていると思いますが、保護者はどれくらい負担しているのでしょうか。小学校入学時と中学校入学時での保護者が負担する費用はどれぐらいになるのか、教えてください。

○学校教育課参事(時松哲也君) お答えいたします。

副教材費は年間で活用するドリル教材やノート等の経費となります。本年度は小学校で 平均 6,605 円、中学校で平均 1 万 503 円となっております。

課外授業は、令和4年度宿泊体験学習を実施した学校を例にとると、交通費及び食費等に要する経費が平均4,854円です。修学旅行の経費は、令和5年度小学校で2万575円、中学校で7万1,582円となっております。制服代は男女、ブレザーと学生服等の違いがありますが、夏冬そろえると、おおむね4万5,000円から6万円ほどです。

小学校では、新入学学用品申込書にある文房具、それや算数ボックス、粘土、エプロン、 鍵盤ハーモニカなどの購入にかかる費用は、おおむね2万1,000円程度です。中学校入学 時の費用は、制服、体操服、かばん、補助バッグ、体育館シューズ等を全て購入した場合、 おおむね7万5,000円から9万円程度です。

- ○9番(美馬恭子君) これらの負担は、子育て世代にとって大きくのしかかってきている と感じます。子育て支援の面からも、何らかの負担免除を考えていく必要があるのではな いかと思いますが、いかがでしょうか。
- ○学校教育課参事(時松哲也君) お答えいたします。

これまでも、保護者の負担が大きくならないように、先ほど御案内した購入物品につきましても、必要最小限になるよう精選し、価格も適正なものを採択しております。購入物品の集金につきましても、負担が大きくならないように、各月に振り分けて計画的な集金となるよう工夫しております。

また、児童生徒へのタブレット端末の貸与以降は、副教材費の軽減を見据え、AI型ドリル教材を公費で導入したところでございます。義務教育における公費負担については、国の施策や動向等を勘案しながら検討していきたいと思います。

○9番(美馬恭子君) 文部科学省の 2018 年度の調査になりますが、公立の小学校に通う子どもを持つ保護者の 1 年間の負担は、ざっと 6 万 3,102 円。これには、図書や文房具費、ランドセルなどの通学関係費や学級費、修学旅行や遠足代などが含まれております。これに年間の給食費を合わせますと、大体 10 万円強ということのようです。また、公立中学校の学校教育費は年間 13 万 8,961 円、これには制服代も含まれております。これに給食費を合わせますと、年間ざっと 18 万円強、かなりの負担では、負担額だと思います。子どもが 2 人、3 人となれば、10 年近くは義務教育の期間があり、負担は増え続けていきます。これでは子育て世代、息つく暇もありません。

先ほど給食費の話もお聞きしましたが、少しでも軽減するような施策が求められていると私は感じています。例えば中学生になっての柔道の授業は一体何時間ほどあるのでしょうか。柔道着は 6,000 円以上します。図工の時間に何時間使うのか、彫刻刀のセットは購入すれば 1,000 円以上するようです。そして、給食用の白衣と帽子、これも最初から整えるということですが、これに関しても 3,000 円程度、これらのものは学校で公費でそろえて管理している市町村も少なくはありません。当たり前に購入を促し、また徴収している費用を見直すことが今必要なのではないでしょうか。ぜひ別府市でも検討していっていただきたい、そのように考えております。

それでは引き続きまして、未就学児教育についてお伺いしていきたいと思います。

令和2年10月から、別府市全体の質の高い就学前教育・保育の総合的な提供を推進することを目的に、別府市就学前の子どもに関する教育等協議会が開催されました。その概要は、公立幼稚園の園児数の減少、施設の老朽化の現実を見つめて、子どもの発達の保障につながる適正配置について、未来志向の検討、園児の育ちを促すための1学級の人数、公立幼稚園での複数年保育の導入などについても意見が交わされたと理解しております。民間活力認定こども園についてなど、多くの内容が示されていました。

この報告書を受けて、以前からもお伺いしておりますが、就学前教育・保育ビジョンの 策定をされているかとは思いますが、現在それはどのようになっているのでしょうか。ま た、重点としてはどこに置かれているのかお尋ねいたします。

○次長兼子育て支援課長(中西郁夫君) お答えいたします。

別府市には民間幼児教育・保育施設が多数あり、その民間の活力をお願いしまして、未来志向で別府市全体の質の高い就学前教育・保育を推進していくために、ビジョンを策定いたします。全国の子どもの出生数が80万人を下回り、別府市においても、子どもの人口推計データよりさらに子どもの減少が避けられない中、今後、子どもたちが集団生活の中で学び合い、育ち合うことが難しい状況に進んでいくことが予想されます。

さらに、全国的にゼロ歳から2歳児に多く見られる未就園児を含め、子育て世帯の多くが孤立した育児の中で、不安や悩みを抱えているという傾向があり、全ての子育て世帯の家庭を対象とした教育・保育の充実を図るため、保護者の就労の有無に関係なく就園できる認定こども園の設置の推進を行っていきたいと考えております。

- ○9番(美馬恭子君) これまで、別府市就学前の子どもに関する教育等協議会を聞いてきて、子どもの減少や施設の老朽化などで、公立幼稚園が子どもの成長の中で一番大事な幼児教育を手放してしまうのではないかという危機感を感じていますが、その点はどうでしょうか。
- ○次長兼子育て支援課長(中西郁夫君) お答えします。

公立幼稚園の役割として、幼稚園教育要領に基づいた幼稚園教育の実践、特別な支援や 配慮が必要な子どもやその保護者への支援、幼保小連携においての中核的コーディネー ター的役割などが上げられ、またその役割は非常に大きいものと考えております。

- ○9番(美馬恭子君) 人数の減少は、多分今からもしばらく続くでしょう。公立幼稚園の 役割は、今後こどもまんなか行政を進めていく上でもかなり大きいものと考えています。 その点も踏まえ、ビジョンの策定、流れはどのように考えていらっしゃいますか。
- ○次長兼子育て支援課長(中西郁夫君) お答えいたします。

現在、具体的には別府市内の小学校、中学校区別の子どもの人口の推計と、小学校、中学校区別の幼児教育・保育施設の利用児童数の推計を行っているところでございます。

また、保護者ニーズを把握するための保護者アンケート、施策検討に利用させていただくための事業者アンケートの準備をしているところでございます。そして、検討材料となる調査や分析を踏まえた上で、ビジョンの素案を公表し、説明会の開催や市の公式ホーム

ページにおいてパブリックコメントなどを実施し、御意見を頂戴したいと存じ上げております。

○9番(美馬恭子君) 少人数教育というのは、その子の特性を見ていく上で大変プラスになることも多いと考えます。切磋琢磨して多人数の中で成長していくことも大事なことではありますが、個々の特性を生かして育てていくことは、少人数だからこそできる面もあります。人数だけを見ずに、個性を伸ばせる教育体系をぜひ考えていっていただきたい。それは民間含め、選択肢を広げていくことにもつながると考えています。

今、アンケート調査やパブリックコメントと言われましたが、実際の声を聞ける場面の 設定もより重要になってくるのではないでしょうか。本気で子どもの育ちを考えるのであ れば、子どもを育てている世代、そしてこれから、これからの世代に幅広く呼びかけるこ とを今後考えていっていただきたい、そのように思っております。よろしくお願いいたし ます。

さて、次に放課後児童クラブについてお尋ねいたします。

現在38か所あると認識しておりますが、児童クラブを利用している最新の登録児童数を学年別に教えてください。

また、支援員の人数も、教えていただければありがたいです。

○次長兼子育て支援課長(中西郁夫君) お答えいたします。

令和5年4月1日現在でございます。1年生474人、2年生370人、3年生315人、4年生188人、5年生108人、6年生42人、幼稚園123人、合計1,620人の児童園児が登録しております。

また、支援員でございますが、同じく4月1日現在で190人でございます。

- ○9番(美馬恭子君) 放課後児童クラブの支援員については、これまでも待遇面などについても質問してきました。賃金についてもかなり厳しい、これが現状のようです。処遇改善措置として3%程度の引き上げが取られてきましたが、これも職員の原型年数に応じた配分、柔軟な運用とされていて、全ての方が同じだけ引き上がったものではないようです。これ以外にも、支援員の負担軽減として何か実施されていますでしょうか。
- ○次長兼子育て支援課長(中西郁夫君) お答えします。

各クラブでは預かっている児童の対応のみならず、クラブの運営管理のために様々な業務を支援員が行っており、そのことも大きな負担となっております。その負担軽減のため、社会保険労務士等を派遣する事業を、大分県が実施しております。その期待される効果として、クラブの労働環境の整備促進、不適切な事務処理の防止、支援員の事務負担軽減、効率化などがございます。本市のクラブにおいても、幾つかのクラブで取り組んでおる状況でございます。

○9番(美馬恭子君) 放課後児童クラブ、クラブによって運営方法が異なっています。38 の児童クラブが一律というものではありません。どのクラブも厳しい運営状況には変わりないようです。

そのような中で、先に質問をしましたけれども、クラブ数は年々増加傾向、登録児童数も増えています。大分県の取組もその一環かと思います。しかし、国、県、市から出ている補助金は、入所児童数と年間の開設日数により決められています。補助率は3分の1、後は保育料収入で賄われています。実際のところ、学童の運営は本当にかなり厳しい。指導員の担う仕事はコロナ禍の中で本当に重く、大切なものとなりました。年々負担は大きくなっています。何度もお尋ねしていますが、別府市の中でも本当に運営形態様々です。勤務はほとんど午後から、勤務の打合せや準備の時間も保障されていないということも聞きます。雇用労働条件も一定ではありません。これも、何度も言いますがこどもまんなか施策というのであれば、少子化の中での学童クラブの需要は増えております。国の補助単

価の考え方もしっかり見直していくためにも、別府市として 38 か所の児童クラブの児童 指導員等の働き方、十分に把握して声を上げていっていただきたい、そのように感じてお りますので、どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

さて、それでは次の質問に入っていきたいと思います。

医療福祉についてです。

5類移行後、あまり大きく話題に上らなくなった新型コロナウイルス感染症ですが、夏ごろに感染者が増加するのではと懸念しています。今オミクロン株対応のワクチン接種が行われていますが、接種状況はどのようになっていますか。

- ○健康推進課長(和田健二君) お答えいたします。
 - 6月8日現在での本市のオミクロン株対応ワクチンの接種率は、全人口に対して 47.8%で、65歳以上のほうの接種率は74.5%、64歳以下の方の接種率は39.6%となって おります。
- ○9番(美馬恭子君) 5月から春の接種が始まりました。それは全体でどのようなパーセントになっていますか。
- ○健康推進課長(和田健二君) お答えいたします。

本年5月に開始した令和5年度春接種の接種率に限りますと、全体で9.3%、65歳以上の方の接種率は24.5%、64歳以下の方の接種率は1.6%となっております。ただし、64歳以下の方につきましては、全ての方が接種対象でなく、医療従事者などの方や基礎疾患を有する方など限定されていることに加え、医療機関からの実績登録データの反映が遅れていることから、全人口に対して低い接種率となっております。

- ○9番(美馬恭子君) 今おっしゃったように、5月からは限定接種ということで65歳以上、 基礎疾患を持っている方、医療関係者の方ということで接種が始まっているようです。これも、もう少し広がっていけばいいかなというふうには考えています。5類移行後の感染 状況は今どのようになっていますか。また、発熱など風邪症状のある人は問題なく受診で きているのでしょうか。
- ○健康推進課長(和田健二君) お答えいたします。

東部保健所管内の状況になりますが、ゴールデンウイークで人の行動が活発になり、5 類移行後、一時的に増加したものの、翌週以降緩やかに減少していましたが、直近のデータでありますが、6月5日から11日までの週において、わずかですが増加に転じております。受診状況など別府市医師会と情報共有しておりますが、大きな問題はなかったと聞いております。

新型コロナウイルス感染症の診療可能な医療機関は、別府市内に 70 か所程度あり、東部保健所や別府市に対して受診に関する相談は減少しており、医療機関で必要な受診ができていると思われます。

○9番(美馬恭子君) 先日、病院で話を聞いた際に、検査を強制することもできず、症状があってもコロナかどうか分からない、症状の重い患者さんはいないが、何らかの理由でもし入院が必要となった場合、病院内で高齢の患者さんに感染しないかが心配というような話をドクターがされていました。新型コロナウイルスと季節型インフルエンザは大きく異なります。この状況は、5類に移行されたからといって変わるものではありません。患者数は定点把握に変わりました。6月に入り、先ほども言われましたが、患者数は増加傾向です。全県では定点当たり3.4人というふうになっていました。なかなか定点把握と言われても見えにくい状況はありますが、横ばいからやや上昇傾向ということは分かります。今から梅雨が明け、観光のシーズンが本格化してくる時期です。ワクチン接種を広げることも大切だと思いますが、症状がある方に関して、検査をちゅうちょなく受けることができるように、無料検査への補助などは今後も必要だと考えています。どうぞ、その点踏ま

えて市の中でもしっかり議論していただきたい、そして医師会とも話をしていただきたい、 このように考えていますので、よろしくお願いいたします。

さて、引き続きまして、高齢者福祉施設の状況についてお尋ねしたいと思います。

先ほどの質問と少し関連いたしますが、高齢者福祉施設、特に介護関連の小さな事業所等については、新型コロナウイルス感染症で職員が休んだりして人員不足が起きていないかということがとても心配です。そういった状況は把握されていますか。

○介護保険課長(阿南 剛君) お答えいたします。

施設でのコロナ感染となりますと、施設から本課に御報告いただきますようお願いしているところでございますが、本年度になりまして報告件数は減っておりまして、現在では落ち着いているのではないかと思います。新型コロナウイルス感染症に伴う人員体制の困りの声は直接は頂いておりませんが、職員がコロナ陽性となった場合は、保健所に相談の上、必要に応じ、サービスの中止や一時的に職員の配置を変えるなどして対応されていたと認識しております。

- ○9番(美馬恭子君) 今でもコロナ禍で大変だったけれども、決して落ち着いてるわけではないというような話も聞きます。5類に移行されて基準は緩和していますが、コロナで休んだ職員の代わりに残った職員で、という状況もかなり多いとお聞きします。大きな法人なら、法人内での人材確保も可能でしょうが、小さな事業所ではなかなか難しい。このような中で、人員不足等により、事業を閉鎖した事業所などはありますでしょうか。
- ○介護保険課長(阿南 剛君) お答えいたします。

ここ最近の状況で申し上げますと、令和3年度、令和4年度とも、6事業所が休止もしくは廃止となっております。なお、参考までに申し上げますと、新規で指定事業所となったところは令和3年度、2事業所、令和4年度、5事業所ございます。

○9番(美馬恭子君) 廃止・休止もあるが、新しく開所したところもあると。これに関しても規模はどうなのかというのが、大変疑問になります。別府市内の中でも介護職員の方が、少しでも条件がよいほうへと移動されているというお話もお伺いします。そうなると、小さな事業所はまた人材確保に苦慮することになるのではないかというふうにも考えています

そこで、施設への実態調査をしていただきたいと思いますが、そこはどうでしょうか。 ○介護保険課長(阿南 剛君) お答えいたします。

施設の状況につきましては、介護労働安定センターが毎年行っている介護労働実態調べにて大分県の状況をつかみつつ、昨年本市において施設アンケートを実施し、また施設関係の方に声をかけて、本年に意見交換会を開催するなどして、実態把握に努めております。しかし、どの調査等においても、施設からの御参加や回答率が高くないことが課題だと考えております。そのところはぜひ施設に御協力いただきたいと思いますが、御協力いただけるにはどうしたらよいか、先月8日に新型コロナウイルス感染症が5類に移行しましたので、また状況の変化を見ながら、実態把握については研究したいと考えております。

○9番(美馬恭子君) 介護施設は全体で550か所近くあるとお聞きしています。全てを把握するのはかなり難しいかもしれませんが、今後も引き続き、実態調査できるようにお願いしていきたい、そういうふうに考えておりますので、少しでも目に見えてくるようにしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは引き続きまして、第6波から7波に、8波にかけて、高齢者施設でクラスター発生件数が大変多くなりました。死者数も過去最高となっています。医療機関への入所ができず、施設内での療養、施設でお亡くなりになった方も決して少なくありません。5類に移行されて、今後入院調整は施設が独自で医療機関との調整ということになります。2類相当の時期でさえ、入院はかなり厳しい状況でしたが、コロナ感染者の入院治療に当た

り、今後もさらなる負担を施設が負うことになれば、本当に大変だというふうにも考えますし、働く人たちの負担も大きくなると考えます。この点も踏まえて行政の立場として、引き続きの支援をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

引き続き、介護支援についてお尋ねいたします。

介護関係の事業所は550か所あるとお聞きしています。なかなか難しいと思いますけれども、今後も引き続き実施、実態調査していただきたい。65歳以上になれば、デイサービスなど介護サービスを受けることができるようになります。しかし、この介護認定を受けて、ヘルパーやデイサービスを利用しないと日常生活に支障を来す方でも、申請に至っていない方が多くいらっしゃるのではないかとも思います。他市では独居・高齢者夫婦世帯を訪問して、介護が必要な方を申請につなげているとも聞いています。別府市でも同様な取組をされていってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○介護保険課長(阿南 剛君) お答えいたします。

現在、介護サービスの申請の御相談は本課でも受け付けておりますが、市内7圏域において配置された地域包括支援センターの職員に主に担っていただいております。当該職員においては、地域に根づいた活動を行っていただいており、自治会や民生委員、地域の医療介護関係者とも連携を図っていただいておりまして、自治会での情報や、民生委員さんもお独り暮らし高齢者の調査などを行っていただいておりますので、そういった方々との連携において介護申請につながることも多くございます。

別府市の高齢者人口は、65歳以上で約3万9,000人おりますし、介護サービス利用が多くなると言われる75歳以上の高齢者も約2万2,000人いらっしゃいます。高齢者の体調は短期間のうちに変わることもございますので、ちょっとお時間がかかる戸別訪問をするより、本市規模における取組としましては、今申し上げました様々な関係機関との結びつきをしっかり取りながら、サービスに結びつけることが肝要だと考えております。

○9番(美馬恭子君) 今言われましたように、件数は多い、人数は多いということで、一斉に訪問ということはかなり困難なような気もいたしますが、別府市としても地域選択して訪問していくということはできるのではないかと考えています。介護保険料は年金から引かれています。決して安い保険料ではありません。少しでも支援を受けることができるようにしていくことが必要だと考えます。そのことで、地域の中で安心して暮らし続けることもできていくのではないでしょうか。今後、地域を特定して、モデルケースでもよいですので、ぜひ訪問活動も検討していただきたい、そのように考えています。よろしくお願いします。

引き続きまして、マイナンバーカードとの連携についてお尋ねしていきたいと思います。 来年の秋には現行の社会保険証をはじめ、国保の保険証は廃止されて、マイナンバーカードと一体化されマイナ保険証となると、今国会6月2日に可決成立しました。マイナンバーカードの利用範囲拡大などを関連する法律等の一部改正について、国民健康保険に係る内容はどのようになっていくのか、教えてください。

○保険年金課長(石崎 聡君) お答えいたします。

国民健康保険法をはじめ、医療保険各法での主な改正内容は、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況の方が必要な保険診療等を受けられるよう、当該者からの求めに応じ、医療機関等を受診する際の資格確認のための資格確認書を書面または電磁的方法により提供するものとされております。

また、国民健康保険法の特別療養費の支給通知の仕組みでは、長期にわたる保険税滞納者への納付を促す被保険者資格証明書の交付に代えて、特別療養費の支給に変更する旨の法整備などがなされた次第であります。

○9番(美馬恭子君) まだ詳しいことははっきり決まっていないということですが、資格

確認書、これは申請が必要だというふうに聞いています。マイナンバーカードは任意での申請とされていますが、ここに来て保険証とのひもづけはどうも強制のように取れるのですが、紙の保険証はなくします、保険証がない人は申請で資格確認書を取ってください、何か矛盾しているような気がするのですが、それは置きまして、今回のマイナンバーカード、毎日のようにトラブル続きです。不安感・不信感を持っている方が73%にも上るという統計も出ています。医療機関でも機器の設置はしたものの、実際に使用できている医療機関は多くはありません。顔認証ができずに、暗証番号入力ということになって、暗証番号が分からない、忘れたという方もいらっしゃると聞きました。顔認証でも障がいのある方や鼻マスク、非侵襲的陽圧換気といいますが、これで使用している方などは、なかなか認証できない。安全に的確に診療につなげることができると言われていますが、これでは命をかけて認証するということにもなりかねません。一番近くで市民と向き合っている行政であるからこそ、市から早急なマイナンバー保険証への切替えについては、疑問が多くあるということをぜひ問題提起していただきたい、このように考えています。

そこでお尋ねしますが、来年の秋以降、国保の保険証はマイナ保険証となり、これまでの保険書が送付されてこないのではないかというように不安を持っている人もいます。マイナンバーカードを申請していない人や保健所とのひもづけをしていない人、被保険者が保険診療を受けられないような状態になるのではないか、との心配も出ています。そういう点ではどうでしょうか。

○保険年金課長(石崎 聡君) お答えいたします。

マイナンバーカードを取得していない方や、マイナンバーカード紛失・更新中などオンライン資格確認ができない方は、申請により資格確認書を、1年を限度として保険者が設定し、交付するものとされております。また、発行済み保険証は、改正法施行後1年間、先に有効期間が到来する場合は有効期間まで保険証は有効とされておりますので、今後、被保険者へ通知広報してまいりたいと考えております。

○9番(美馬恭子君) 今言われたように、毎年8月から翌7月末までが期限となっていますので、来年度交付に関しては従来どおり、その次が大変ということになるようですが、これは本当に混乱必至だと私は思っています。市の職員の方々も大変だとは思いますが、今後の動向をしっかり見極め、被保険者の方への周知広報は徹底していただきたい。多くの意見を拾い上げていただきたい。そして、保険証を特に使う高齢者の方々には手厚い説明をしていっていただきたい、そのように考えていますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

さて、引き続きまして、公務職場の働き方についてお尋ねしていきたいと思います。 教員の働き方についてですが、市内の小中学校において、教員の欠員はどれくらいありますか。

- ○学校教育課参事(時松哲也君) お答えいたします。 現在の市内小中学校の欠員状況は、小学校で10名、中学校での欠員はありません。
- ○9番(美馬恭子君) 学校での働き方改革が言われています。教員の残業はどれくらいあるのでしょうか。
- ○学校教育課参事(時松哲也君) お答えいたします。 ここ数年、コロナ禍による対応が増えてはきましたが、業務改善等の取組もあり、教員 の残業時間は大きく増加することはありませんでした。令和4年度実績で、月45時間を 超える教員の割合は21.5%となっております。
- ○9番(美馬恭子君) その21.5%が多いのか少ないのかはちょっと横に置いときましても、これまで部活動指導に外部の人材を取り入れることも進められてきていると認識しています。また、ICTの活用を進めることでも、教員の負担軽減につながると言われています

が、この点実際どうでしょうか。

○学校教育課参事(時松哲也君) お答えいたします。

部活動指導員単独で部活動の指導に当たることで、令和4年度の顧問の業務削減時間は、 1か月当たり11.9時間でした。令和5年度は5月末時点で、1か月当たり11.2時間の削減となっております。

ICTは校務、授業等に積極的に取り入れております。校務については、校務支援システムの導入により、出席簿、成績処理などが一元化され、通知表作成に係る作業の効率化など、教員の負担軽減につなげることができております。

授業については、授業支援アプリを活用することにより、負担軽減がなされています。

○9番(美馬恭子君) 今お聞きしましたように、多くの専門家の手を借りて、少しでも教員が児童生徒と関わる時間をつくり出す、これは本当に教員としての仕事に満足感を得るためにも大切なことだと考えています。

残業時間は、少し減ってきて、減少してきているとはいいましても、自宅に持ち帰る仕事の数は増えているとも聞きます。子どもを育てるということが、今、教員になり手が少ない、ブラックだからと敬遠される、この状況をどのように改善していくのかが今後の大きな課題であると考えています。

さて、多様性に合わせた教育が必要と言われています。それを考えますと、今後ますます教員としてのハードルが上がっていくような気になります。その点から考えても、少人数学級にしていくことが必要なのではないかと考えますが、1クラスの定員についてはどのように考えていますか。

○学校教育課参事(時松哲也君) お答えいたします。

国が示す1学級当たりの上限人数は、小学校1年生が35人、2年生からは40人でしたが、法律改正により、令和3年度から小学校2年生を35人とし、その後、学年ごとに順次引き下げ、令和7年度に全学年を35人とする予定でございます。

これとは別に、大分県独自の特別措置として、小学校1年生、2年生及び中学校1年生については、30人を上限としております。これまでも教育長会等のあらゆる機会を通じて、県教育委員会等にさらなる定数改善とそれに必要な人員の要望を伝えておりますので、引き続き働きかけを続けてまいります。

○9番(美馬恭子君) 大分県の中でも考えがあって、30名ということになっているようです。それは少しはありがたいかなと思いますが、私としては、1クラス20名前後、これがゆとりのある対応になるのではないか、そして一人一人が見えてくる、教育、教員に負担なく関わることができる、そんな人数ではないかなというふうに考えています。

少子化の中、こどもまんなか、異次元の政策というならば、ここのところをぜひ考えていただきたい。そして、子どもたちがゆとりを持って、また先生たちが気持ちを新たにしっかりと教育に携われるようなそんな制度を、別府市からも声を上げていただきたい、そして県からも国に声を上げていただきたい、そのように感じています。

引き続きまして、会計年度職員についてお尋ねしていきたいと思います。

令和5年4月1日現在の会計年度任用職員の数と、男女の内訳を教えてください。

○職員課長(竹元 徹君) お答えいたします。

令和 5 年 4 月 1 日現在の会計年度任用職員の人数につきましては 928 人になっております。 うち男性が 296 人、女性が 632 人となっております。

○9番(美馬恭子君) 職種別では一般職と資格職で、それぞれどれぐらいの人数になって いますか。

また、会計年度任用職員の任期は1年ですが、最長3年間勤務を続けることができ、その後、再度試験を受けて任用される、そのようになっているとも聞きます。会計年度職員

として今働いていらっしゃる皆さん、経験年数はどのぐらいになっていますか。

○職員課長(竹元 徹君) お答えいたします。

会計年度任用職員の職種別の人数ですが、一般事務職が 275 人、専門職が 490 人、そして技能労務職が 163 人となっております。

また、経験年数につきましては、令和2年度から会計年度任用職員制度、導入前の非常 勤職員としての任用期間を含めまして、一般事務が平均4.68年、専門職が平均4.44年、 そして技能労務職が平均4.85年となっておりまして、全職種ですと平均年数は4.59年と なっております。

○9番(美馬恭子君) 私の認識では、令和2年にこの制度が導入されましたということですので、今2期目に入っているというふうに考えておりますから、平均年数としては大体そのようになってくるのかなというふうにも考えています。

今、どこの市町村においても正規職員は減少しています。別府市では会計年度任用職員の割合がほぼ50%となっています。会計年度任用職員と正規職員との業務上の位置づけはどのようになっているのでしょうか。

○職員課長(竹元 徹君) お答えいたします。

正規職員の業務につきましては、組織の管理運営自体に関します業務や財産の差押え、 許認可等の公権力の行使に関わる業務、そのほか、責任の程度や継続性などを考えまして、 正規職員が行うことが適当な業務となっております。

一方、会計年度任用職員の業務につきましては、正規職員が行うべき業務以外の業務となりますが、定型的・補助的な業務をはじめ、知識や技術、経験等を必要とする業務などその職は多岐にわたっておりますが、職務の内容や責任の程度は正規職員と異なるものとなっております。

○9番(美馬恭子君) 今お尋ねしましたところによると、責任者としての正規職員、定型的・補助的業務を行う会計年度任用職員というふうな形になっているようです。別府市役所、私も近くを通りますと夜遅くまで電気がついていることが本当に多いです。業務のすみ分けから考えても、正規職員の方々に大きな負担がかかっているのではないかとも考えています。市民から見れば、どの方が正規職員で、どの方が会計年度任用職員なのかは分かりません。仕事、責任の重さが違うかもしれませんが、全ての方が公務員として市民サービスに当たるわけです。働き続けられるか不安を持つ職員、残業に追われながら働き続ける職員、どちらも厳しい状況の中にいると考えます。

私は公務の職場こそ、雇用の主形態は正規職員ではないかというふうに考えています。 改正法で整備されても、会計年度任用職員の身分は不安定であり、再任用に関しても給与 面に関しても、また仕事面に関しても考慮していく面は多々あるのではないかと思ってい ます。誰もが心配なく働き続けることができてこそ、行政サービスは安心して回っていく のではないでしょうか。いま一度立ち止まって、正規職員、会計年度任用職員について考 えていっていただきたい、そんな時期に来ているような気もいたします。

さて、引き続きまして、休暇の取得状況についてお伺いしていきたいと思います。 令和4年度の男性職員の育児休業の取得率と取得日数を教えてください。

○職員課長(竹元 徹君) お答えいたします。

令和4年度の男性職員の育児休業の取得率は12%となっております。

また、育休取得者の取得日数につきましては、平均で74日となっております。

○9番(美馬恭子君) 以前聞きましたときよりも随分増えたように感じておりますので、 別府市もしっかり頑張っているのだなと、少し考えております。

さて、それでは消防署は、交代制で人員も厳しい体制の中、年次有給休暇の取得状況は どのようになっているのでしょうか。

- ○消防本部次長兼庶務課長(永路尚道君) お答えいたします。 令和4年度の消防署の職員の年次有給休暇の取得日数は、1人当たり平均10日となっております。
- ○9番(美馬恭子君) 令和4年度において、消防署の男性職員が育児休暇を取得されたで しょうか。
- ○消防本部次長兼庶務課長(永路尚道君) お答えいたします。

令和4年度消防署の男性職員については、育児休業を取得した職員はいませんが、過去、 平成30年10月1日からの1年間、取得した実績が一例でございます。

なお、令和4年度において、育児休業とは別に、男性職員が育児に関する休暇を取得した職員は8人となっています。また、その8人が育児に関する休暇における全体の時間数からすると、取得率は80%となっています。

- ○9番(美馬恭子君) 24 時間の交代制勤務となっている消防署において、職員があらゆる 休暇を取得すると、勤務体制にも影響があるのではないかと考えます。実際に消防署の職 員が休暇を取得した場合、どのように対応されているのでしょうか。勤務体制は維持でき ているのでしょうか。
- ○消防本部次長兼庶務課長(永路尚道君) お答えいたします。

本市消防の勤務体制については2通りあります。消防署の中隊長を除く消防管理職と庶務課、警防課及び予防課の消防本部の職員については、市長部局同様、平日の日勤となります。中隊長をはじめとする指揮調査隊、消防隊、救急隊、救助隊のような警防隊員や指令室の消防署の職員については、日中体制の隔日勤務となっております。交代勤務となる消防署の休暇取得に関しましては、1当直に平均40人を維持していることから、1当直の各隊の編成上の合計人員が最低限を下回らない構成としていますので、週休日を含め、ある程度の人数が、あらゆる休暇取得を申請しても影響が出ないような構成となっています。

しかしながら、冠婚葬祭、諸事情などが重なる場合も年に数回あるのが現状ですが、その際には、週休日を移動させる対策、もしくは日勤の消防本部職員が異動勤務するなどして対応する全庁体制としていますので、勤務体制全般には影響はございません。

○9番(美馬恭子君) 交代制勤務というのは、休暇取得も勤務交代も、かなり厳しいのが現状です。その中で、今後若い団員が多くなった場合、育児休暇の取得も1人ではなく複数になることも考えられます。これでは、今の状態では厳しいのではと考えています。命に直結した職場、精神的にも肉体的にもベストな状態で働くためには人員の確保は必至です。ある程度の人員の余裕は必要だと考えています。私は以前の職場でもずっと言い続けてきました。働く自分自身が健康な肉体と体を維持できなければ、相手に対して優しく豊かに接することができない。それは今後働き方を考えていく上で、忘れてはならないことだと感じています。どうぞ人員体制、豊かになるようお願いいたします。

以上で終わります。

(議長交代、副議長日名子敦子君、議長席に着く)

○ 20番(市原隆生君) 質問通告の順番どおりに進めていきますので、どうぞよろしくお願いします。

最初に、亀川住宅についてでありますけれども、この住宅新しく建て替わりまして、ずっと前から見ておりましたところから、この7階建ての新しい建物が建って、本当にがらっと変わったなという感じがしておりますし、そこに入居されてる方も、高齢者の方が多いわけですけれども、この歳になってこんなにいい、すばらしい新しいところに住めるとは思わなかったと、感謝の声を非常に多く聞いております。

ここに、こういったことにしていただいたことについては大変感謝をしているところで

ありますけれども、中でやはり入居されている方と、それから設計がされた内容について、なかなか実際に生活してみると、ここはちょっとうまくかみ合ってないという部分も多く聞いております。そういった部分について、様々な要望があるわけでありますけれども、この辺についてはどのように対応していただけるのか、まず最初にその点についてお尋ねしたいと思います。

○施設整備課長(登根 澄君) お答えいたします。

入居者からの要望は多岐にわたってございますが、昨年度、亀川住宅北側の敷地内駐車場と、それに面しました歩道との境界部分に、安全のために車両との見切り部を設けておりますが、入居者からの要望を受け、3か所につきまして段差を解消し、車椅子利用者の方がより移動しやすいよう、利便性を向上させました。

今後とも、入居者の要望に耳を傾け、丁寧な対応に努めてまいります。

○20番(市原隆生君) 今、段差解消にということでありました。これ、歩道に出てくるところに全く段差があって、健常者は段差といいましても5センチ未満でありましたから、楽々通ることできますけれども、車椅子の方はやっぱり通行できなかったということで、多くの皆さんから要望を聞きまして、お伝えしたところでありますけども、これは速やかに対応していただいたので、大変感謝しております。

また、A、B、C、D棟、4棟が建って、A、B連動してC、Dが連動して建ってるわ けですけれども、その中で、A棟の中では障がい者の方が多く住まわれるような設計になっ ております。A棟についてはバリアフリーの対応が、割とできているのかなというふう にありますけれども、B、C、Dまで行くと、なかなかそういったところに配慮がちょっ とまだ行き届いてないのかなという感じがしておりますし、当然そこにおられる方という のは、長年、これ住居ですから住まわれてくると、当然行き来が生まれてくるわけですね。 B棟、C棟、D棟、Aに住んでおられる障がい者の方についても、B、C、Dと行き来が あったり、今ももう既にそういった行き来、御友人の数が増えてそういったところもある わけですけれども、そうしますとC、Dについては、例えばエレベーターのついてる入口 からでしか棟に入れない、ほかのところから、渡り廊下っていいますかね、B棟について は、A棟から下りるところというのはスロープがついてますけど、その先、B棟にいざ 入ろうかなというと、向こう2段の階段があって、どうしてここまで、ここスロープに何 でしなかったのだろうというようなところがありますし、C、Dについては全く1階部分 の渡り廊下といいますか、それぞれの部屋がつながってるところについては、階段になっ てて入れない。これはもうエレベーターのところだけスロープがついてるということであ りますし、また駐車場から分けているところについては、これ1センチ、2センチ未満で すかね、私ちょっと目分量ですけれども、そのぐらいの段差になってて、車椅子の方がも し安全にという言葉があるとしたら、安全に通行はできないというような状況になってる かなというふうに思います。

A棟、B棟周辺では、この僅かな段差を解消していただくためにコンクリートを張ってスロープをつけていただいてるというところがあります。この造り、後からお聞きしますけど、バリアフリーの対応になっているということでありましたけれども、入居者の方がやっぱり、もともとこの亀川というところは太陽の家中心にして障がい者の方が多い地区でありますので、そういった方に対応する配慮をもう少ししていただけたらよかったなというふうに思っております。

今後とも、こういった少しの違いが大きな違いになってくるということがありますので、 要望にはなるべく耳を傾けて、対応していただきたいなというふうに思っております。

その要望の中でももう一個、住宅の東側の土地が広く空いております。ここはもう課長 も御存じだと思いますけれども、今までもいろんな憶測といいますか未確認の情報が飛び 交って、あそこにパチンコ屋ができるのではないだろうかとか、ドラッグストアができるとか、パチンコ屋ができたら悪いよというような声を聞いてましたのでね、市長、笑いながら聞かれてますけれども、あるのですよ実際に。聞きましたら、住宅地の跡にそういったものは建てられないとなっていますから、もうパチンコ屋ができることはあり得ませんよというような答弁、私も聞いてもそれはあり得ないだろうなということが入居者、またその周辺の方にとりましては、すごくまことしやかに伝えられておりまして、真剣に心配をされておりました。課長のお答えをお伝えしましたら安心されておりましたけれども、広く、非常に使いがいのある大きな土地が空いておりますので、またいろんな、何ができるのだろうか、こういったものを造ってもらいたいという要望、声が上がっております。課長にお聞きしましたら、まだまだ全然決まっていないと、どういう方向で決めていくということすらもまだ決まっておりませんよということでありました。これは、どういう手順で今度決まっていくのか、決まっている範囲が分かれば教えていただきたいと思います。

○施設整備課長(登根 澄君) お答えいたします。

現時点での具体的な計画はまだ決まっておりません。旧亀川住宅跡地につきましては現在関係部署で協議を進めておりますが、住民の皆様にとりまして、最適な活用方法を調査検討し、有効活用を図っていきたいと考えております。

- ○20番(市原隆生君) 決まっていないということであります。ただ、いつぐらいをめどに 進めていくぐらいの、どういった方向でということは決まっていなくてもいいのですけれ ども、いつぐらいをめどに進めていくということぐらい、その周辺の方、また入居者の方 なんかに知らせていただいてもいいのではないかなと、何かすごくやきもきされておられ る方が多いようでありますので、お願いしたいと思います。
- ○20番(市原隆生君) あと、私がちょっと思い描いているのは、大分の駅前に、パルコの跡地に空き地を利用した施設ができておりますけれども、別府の場合はJRの駅の近くに大きな土地があるところがありません。別府の駅前が、温泉まつりのときには歩行者天国にして、多くの方がそこを利用できるような形になっておりますけれども、私は亀川駅の近くで大きな空き地があるということですので、何かイベントにできるような使い方というのを考えていったらいいのではないかなと。入居者の方も含めて、その周辺の方は、高齢者の方が多いです。中には具体的に、高齢者が多いとおむつが必要になるのだよと、だからそういったものが売ってるお店が近くにあったら非常に助かるというような声も聞いておりました。こういったものを固定でということではなくて、例えば移動販売車なんかも頻繁に出入りできるようなところ、また、別府の市役所の中庭でマルシェやっていただいておりますけれども、こういったものが自由に来て出店できるような自由な広場というのはどうかな、いいのではないかなというふうに思っておりますけれども、これは私の思いでありますので、聞き流していただいたらいいと思いますし、ちょっと参考にしていただけたら、市長ちょっとにらんでますけれども、私のほう。ちょっと参考にしていただけたらありがたいなというふうに思っております。

先ほど申し上げましたけれども、バリアフリーとなってないところというのがやはり少しの差なんですけれども、やはり障がい者の方にとっては大きな差になっております。実際に行ってお話を聞くと、やっぱり少しの段差を越えようとして転倒しかけたとかいうことですね、そういうのはよく耳にするわけです。そういった要望というのは、第1間でも聞きました、要望はこれからも様々な細かい要望が上がってくるかというふうに思うのですけれども、その辺どういうふうに対応していただけるか。後は立地ですね、山に囲まれたところにいますので、これも何回もされておりますけれども、夏、大量の虫が飛んできて、大変困るのだという声もありました。その中でライトが明かる過ぎるので、照明を落としてもらいたいというふうにお伝えしたこともあるのですけれども、これはやはり高齢

者の多い中での安全対策として、明るくしておくというのは、私はこっちのほうが正解かなというふうに思っております。ただ、こういったことを納得していただくためにも、ぜひとも丁寧に説明をしていただきたい。皆さんの健康のため、またけがをしないために、やってることだということを十分に説明をしていただいて、納得していただいたら、その次の例えば夏、多くの虫が飛んでくるということについては、違ったことでの対応になってくるかというふうに思いますし、様々な要望がこれから上がってくると思いますけれども、この辺どのようにこれから対応していただけるか、いかがでしょうか。

○施設整備課長(登根 澄君) お答えいたします。

亀川住宅の建て替えでは、バリアフリーに配慮し、大分県福祉のまちづくり条例、例えばスロープの勾配や段差の解消等、関係条例に適合させております。今後も設計段階から利用者の使いやすさやバリアフリーに配慮し、入居者の利用状況に応じて対応していきたいと考えております。

○20番(市原隆生君) よろしくお願いします。できること、できないことがある部分はあるかと思いますけれども、やはり入居者の安全第一でありますので、その点安全に関わることというのは第一にやっているということもきちっと丁寧に説明していただいたら、納得していただけるのではないかと思いますので、その点よろしくお願いいたします。

では次の、性的少数者への対応についてということで質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

これ、SDGsの法律が決まって様々な議論がされておりますけれども、私は要望したいこと2点、端的に申し上げたいと思います。

今回の統一選挙のときに、LGBTの方が投票に行った際に、見た目とお名前の性別が違っているふうに見えたようで、受付の方から、あなた御本人ですかということで、スムーズに投票ができなかったということがあったというふうに聞いておりますし、これ私だけではなくてほかの議員もそういう話があったということを聞いたと。これは別府のことではないみたいなのですけれども、こういうことはこれから起こり得るのかなというふうに思っております。

まずこれ、選挙のときの対応なのでお聞きしたいのですけれども、別府市の現状、それから対策というのはどのように考えているか、その点をお尋ねします。

○選挙管理委員会事務局長(若杉 篤君) お答えいたします。

投票所の窓口での応対につきましては、これまでも注意をしてきたところでございます。 統一地方選挙におきましては、お話がありました事例につきましては、別府市では確認されておりませんが、他の自治体で発生しましたことを踏まえまして、窓口の応対や本人確認の手続につきまして、選挙事務に従事する職員に対する研修を強化いたしまして、安心して投票していただきますよう、さらに徹底していきたいと考えております。

○20番(市原隆生君) よろしくお願いします。安心して投票できるように、しかしきちっとチェックは厳正にしていただくと、なかなか難しいことであるかと思いますけれども、その辺、いつ選挙あるか分かりませんけれども、研修等を含めて丁寧にやっていただきたいなと思っております。どうぞよろしくお願いします。

もう一個、特に病院なんかでの対応をお聞きするのですけれども、これはこちら行政の ほうからお願いをしていただきたいということの要望です。

以前、国会議員の方が、LGBTに対することについて発言されたことでいろいろと、 騒がれたこともありますけれども、私もLGBTの方の会合に参加させていただいたこと が以前にあります。レインボーパレードですかね、そこにも参加させていただいたことあ るのですけれども、お聞きするところ、私たちは何もいろんなことで、例えば助成をして もらいたいとか、そういったことを望んでるのではなくて、普通に扱われたいのだと。普 通に、こういう言い方がちょっといいかどうか分かりませんけれども、以前に別府に太陽の家があります、そこで障がい者の方が県外からもいろいろ来るわけですけれども、県外から来られた方がね、このようにおっしゃっていました。やはり車椅子にずっと乗っているので、移動するとちょっと振り返って見られたり、注目されるというのですよね。あ、車椅子が、車椅子の人が通ってるみたいな感じで。ただ別府に来ると、小学校もすぐ近くにあります、亀川ですから。別府に来ると誰も振り向いてくれないということで、拍子抜けをするとともに、これが普通なのだというふうに思ったというですよ。そういうこと、健常者の人には分からないでしょうみたいな感じで言われまして、こんなにふだんの生活で安心できるところというのは、別府に来て初めて感じましたというふうに言っておりました。

こういうことなんだろうなというふうに思います。いろんな奇異の目で見られるということが何か一番、期待していた部分がなくなるというところも何かあったみたいですけれども、そういった奇異の目で見られるということが一番、精神的にダメージをじわじわと受けてくる原因なのだということであります。こういったことがない世の中になってもらいたいというのが、そういった方の願いなのだなというふうに、私は受け取っております。そういった中で、例えば病院なんかで呼び出しがありますと、大体フルネームで呼ばれます。私だと市原隆生さんとか言われて、例えば女性の格好した方が立っていったら、あ、何々みたいな感じで見られたりするというようなことでありました。そういった中で、例えば自分が呼んでもらいたい名称、通称をそちらの病院等で教えて、申告しておくということとか、診察券の番号で呼んでいただくとか。そういったことで、呼ばれた名前と、そ

こういったことを、市役所に来てから手続に来られた方が、そういった個々の番号で全部呼んでいただいてますから、そういったことにはならないとは思うのですけれども、例えば医師会等にこういった対応をお願いできるのか、その辺はいかがでしょうか。

れから対応した方の差異が分からないような対応というのが望ましいのかなというふうに

○共生社会実現・部落差別解消推進課長(河野幸夫君) お答えします。

思っております。

既に番号などで御案内をしている病院もあると聞いていますが、受付では番号と名字での案内を推奨していただくなどの、性的少数者に対する配慮をしていただくよう、別府市 医師会を通じて市内の医療機関に依頼したいと考えております。

○20番(市原隆生君) よろしくお願いします。この質問はこれで終わります。

次に、市道整備の在り方についてお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。 市道の老朽化、あと破損、補修、改修、どのように整備をしていくのかということを聞 きたいのですけれども、これは別府だけではなくて、県、大分市に行っても、なかなか、 荒れていると言ったらいけないですよね、なかなか傷んでいるなというところも感じます し、例えば白線がもう全然見えなくなってたのが、なかなか改善されていなかったりとい うところも多く見られます。

その中で、今回選挙のときにも歩いておるときに、うち前の道路をよくしてくれということをおっしゃった方、大変に多くおられました。ただ、そこだけ本当に悪いのではなくて、市内どこに行ってもなかなか道路の状況というのは厳しいものがあると思いますし、要望も、もう課長のところに相当な数が上がってきて、限られた中での対応というのも大変苦慮されているのではないかというふうに思っております。

この整備というのは、今後いろんな要望は、これまでもありましたけれども、これからもどんどん上がってくるのではないかというふうに思います。これをどのように整備していくのか、その点をまずお尋ねしたいと思います。

○都市整備課長(山田栄治君) お答えいたします。

道路の補修等につきましては、大変多くの御要望を頂きます。その対応状況につきましては、路面の部分的な破損等につきましては即時に応急措置を行いまして、その後、状況に応じた補修等を行っております。

また、路面の全面改修については、各要望、それから職員による状況確認、また、昨年度行いましたアスファルトのひび割れやはがれなどの路面の劣化具合等を観測するドライブレコーダーを活用した調査結果等を踏まえまして、周辺環境や交通量など、総合的に判断して、優先順位をつけながら工事を行っているところでございます。

○20番(市原隆生君) ありがとうございます。よろしくお願いします。

特に、これはもう別府だけではありません。高齢者の方が大変増えてきている中で、こういった声を多く聞くようになりました。つまずきそうになったとか、うちの前をよくしてもらいたいと、これもどこもそうなのです、いや、ここそんなに傷んでないなというふうに思うところでも、やはり高齢者の方にとってみればなかなか、御自身が歩きにくいと、やはり改善してもらいたいなというふうに思われることは当然だなというふうに思うわけでありますけれども、今後こういった高齢者が増えていく中で、要望もこれからまた増えてくるのではないかと思います。そういった中で、予算を増やしながら加速度的に道路整備を進めていくということができないのか、その点はいかがでしょうか。

○都市整備課長(山田栄治君) お答えいたします。

舗装の改修につきましては、主に道路維持に要する経費により行っておりますが、舗装 改修のほか、道路側溝の改修や道路側溝等の簡易的な維持補修工事費もこの経費で行って おります。全体のバランスも見る中で、舗装改修について、計画的かつ効率的に進めてい きたいと考えております。

○ 20 番(市原隆生君) これはもう大変難しい問題だと思いますし、これからの要望、できるだけ早く速やかに反応して、整備を進めていただきたいと、お願いしておきたいと思います。

続きまして、所有者不明の不動産についてお尋ねをしたいと思います。

まず、所有者不明土地と、よく最近言われておりますけれども、まずこの所有者不明土地とはどんな、どのような土地を、不動産を言うのか、その点をまずお答えください。

○都市整備課長(山田栄治君) お答えいたします。

所有者不明土地とは、不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない、所有者が判明しても、その所在が不明で連絡がつかないといった状態となっている土地のことを言うものでございます。

- ○20番(市原隆生君) そこで、相続登記の義務化ということが今度決まりまして、罰則も 含めて義務化がされております。これはどういった内容になるのか、その点についてお尋 ねしたいと思います。
- ○都市整備課長(山田栄治君) お答えいたします。

相続登記の義務化につきましては、不動産登記法の改正によりまして、来年4月1日より相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないとする制度でございまして、所有者不明土地の発生の予防を目的としております。

また、その罰則につきましてですが、正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となるとされております。

○20番(市原隆生君) 今、御答弁の中でね、ちょっとこれ事前にお尋ねしなかったのですけれども、来年4月から施行ということでいいのですよね、課長。これまでに、例えば相続になっていて、相続一応されてるにもかかわらず、相続ということが分かっているにもかかわらず、そういった登記に及んでないこと、土地があったとしたら、その点も罰則の

対象になるのか、その点分かれば教えてください。分からなければ結構です。これちょっとお聞きしてなかったので、突然で申し訳ないのですけれども、どうでしょうか。

○都市整備課長(山田栄治君) お答えいたします。

法施行前におきましても、受ける相続の分かと思いますが、4月1日施行された後につきましてはその土地も対象になるというふうな認識でございます。

○ 20番(市原隆生君) 分かりました、ありがとうございます。すみません、ありがとうございました。

中で、正当な理由なくということがあります。この正当な理由の範囲については、どのようにお考えなのか、教えてください。

- ○都市整備課長(山田栄治君) お答えいたします。 罰則の中の正当な理由の範囲についてですが、その具体的な類型については今後通達等 で示される予定であると聞いております。
- ○20番(市原隆生君) 今後通達があるということでありますので、この点もちょっと、答 弁いただけるかどうか分からないですけれども、分かれば、その通達を待ってからという ことで結構です。例えば登記にかかる費用はかなりかかったりします。登記にかかる費用 がないと。例えば、その不動産を処分しないとお金もないというようなケースというのは 結構あるのではないかというふうに思うのですけれども、この登記にかかる費用がないと いうことが正当な理由になるのかどうか、その点はいかがでしょうか。分かればでいいで す、お願いします。
- ○都市整備課長(山田栄治君) お答えいたします。 今の御質問の内容につきましては、詳細、通達などで示されておりませんので、すみません、今ここでは分かりかねます。
- ○20番(市原隆生君) 分かりました、結構です。通達が来てからということですね。 これ、所有者不明土地ということで質問をさせていただきましたけれども、これは所有 者不明といいますか、土地もそうですし、空き家についてもそうです、中で育ち過ぎた樹 木等が近隣に非常に迷惑になっているということは今までもありましたし、これからもど んどんあってくるのではないかというふうに思っております。樹木というのはね、どんど ん、年々、知らない間にといいますか、どんどん大きくなってまいりますので、こういっ た迷惑になっている、この木を切ってもらいたいという声はたくさん聞くわけであります。 当然、対応していただく中で、所有者が分からないという中で、なかなか市役所としても 手が出せないというようなお声も、お答えもよく聞くわけです。この辺の法律の改正もあっ たりはするわけですけれども、こういった点について、行政としてどこまで踏み込んでい けるのか、踏み込めるようになったのか、その点はいかがでしょうか。
- ○都市整備課長(山田栄治君) お答えいたします。

越境した樹木の枝の切取りにつきましては、民法が改正されております。所有者が切除、切り取るという必要があるという原則には変わりはございませんが、枝の切除について催促をしたが、相当の期間内に切除されない場合や、所有者や所有者の所在を知ることができない場合等には、越境された枝を越境された側が切り取ることができるとされております。道路に枝が越境してきており、安全な通行に著しい支障がある場合は、現場状況に応じて都度対応をしてまいりたいと考えております。

○20番(市原隆生君) よろしくお願いします。

危険家屋については相応の対応はできるということで、以前にも別府市内でも何件か対応していただいた経緯があります。ただ、家屋ではなくて樹木等は、そういった危険家屋でないわけですから、なかなかそういう対象にはなっていなくて、なかなか対応していただくことにもなっていないのではないかなというふうに思います。

ただ、本当に最近は樹木での被害とまで行かないですね、迷惑になっているケースというのは非常に多いと思いますし、そういったことに対する、何とかならないかという相談も多く頂くところであります。法律に守られている部分があるかとは思います、樹木について一つは財産としてみなされているということもお聞きをしました。材木として、売ればお金になるわけですから、財産であるというふうな位置づけをされているということでありますけれども、なかなかやっぱり実際に住んでおられる方に対して迷惑かけてるという部分は非常に多く見受けられますし、現状見ながら本当ひどいよねというふうに思うところも大変あります。法律の縛りというものはあるかとは思いますけれども、ぜひ住民の方が安心して、また快適に生活できるような対応になっていけたらと思いますし、そういった対応をできるだけしていただけたらというふうに思っております。どうぞよろしくお願いします。

では次に、肺炎球菌ワクチンについてお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

これ、この肺炎球菌ワクチンの接種の助成についての現状はどのようになっているか、 お尋ねをしたいと思います。

○健康推進課長(和田健二君) お答えいたします。

高齢者肺炎球菌ワクチンは、予防接種法に基づき市町村が実施する定期接種で、対象者は65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の者とされております。

対象の方は、生涯で1回に限り、自己負担金3,000円で接種することができます。ただし、過去に1回以上、該当の予防接種を受けた方は対象から除外されます。

- ○20番(市原隆生君) 私も今年誕生日が来ましたら前期高齢者になりますので、オレンジの封筒を頂きまして、打ちませんかという案内を頂きました。今の御答弁の中で、初回の接種を自費でした者は、次から接種で助成が受けられないということでありますけれども、そういった理解でいいのですが、これ、その方の勘違いかもしれないのですけれども、65歳のときは外したのだけれども次打ったときには、何かしてもらえたよみたいな感じで聞いた経緯があります。その方の話、僕は勘違いではないかなというふうには思っているのですけれども、そういったことがあるでしょうか。そこはどうでしょうか。
- ○健康推進課長(和田健二君) お答えいたします。

定期接種では23 価肺炎球菌ワクチンを使用しますが、このワクチンを予防接種法に基づかない任意接種も含めて、過去に接種されたことのある方は、対象から除外されます。接種を希望される場合は、定期接種ではなく、全額自己負担の任意接種として接種することができます。

○20番(市原隆生君) 接種することができるということなのでしょうけれども、そこはもう御自由にどうぞということだと考えていいわけですね。これ、5年に1回です。1回その接種の費用というのが、助成していただいたら3,000円で済むということですけれども、自費で全部やると、8,000円から9,000円かかるということでありました。1回の接種の金額というのは、非常にもう高額だなという感じはするのですけれども、5年に1回ですから、1年ちょっとずつでもためていけば、そんな費用ではないという気もするのですけれども、一方で、これ結構肺炎球菌、かかってしまうとかなり重症化してしまう、高齢者がかかってくるわけですから重症化してしまうわけですね。その中で、今後高齢者が非常に増えてくるという中でね、これを定期的に打っていただくということが医療を受けていただくことにつながらないということであれば、ここに助成をしていくということは非常に有意義なことではないかなというふうに思っております。

また別府市の場合、これは私は賛同はしております。例えば高齢者の方のサービスというのが結構なくなってきた中で、例えば優待入浴券がなくなってきたりということもあり

ます。ただ、私は市長のこの判断というのは非常に正しいというふうに思っております。温泉というのはただではないし、維持していくのは非常にお金かかるわけですから、それを今まで何もお伝えせずに、ただただ引きずってきたというふうに考えているのですけれども、それを何も問題提起せずに来てしまったなと。そこに市長はきちっと判断を入れてもらって、これはこのままやってたらよくないと。それから人口が減っていく中で、各地の市営・区営温泉、もう運営自体が非常に危ない状態になっている。それはなぜかというと、地域の元気な高齢者の方が地元に来ない、地元の施設を利用しないでどんどん外に出て、無料のところに行って利用するという中で、地元の市営・区営温泉が疲弊してきたというのも事実だと思います。ただ、高齢者の人にとってみれば、サービスがどんどん何か削られてきているというような感覚も持っておられるということも事実です。

そういった中でね、高齢者の方のサービスがちょっとなくなってきた中で、こういったところに命に関わることでのサービスを始めるというのは、僕は意味のあることではないかなというふうに思っているわけであります。これはすぐにはできないかもしれませんけれども、今後高齢者向けのサービスの一つとして、これから先考えていただいたらいいのかなというふうに思うのですけれども、その辺どのようにお考えでしょうか。

○健康推進課長(和田健二君) お答えいたします。

議員さん言われるみたいに、このワクチンの接種は非常に大切なものというふうに考えております。ただ、定期接種ということもございますので、県内の実施状況等を調査研究してまいりたいと考えております。

○20番(市原隆生君) よろしくお願いします。命に関わることでのサービスが始まったということは非常に敏感に感じておられると思いますので、そういった面での、別府市はこういうことに配慮してるということが伝われば、また非常によい方向になるのではないかなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では最後に、共同調理場の運営についてを質問させていただきます。

いよいよ秋から運営、運用が始まるということでありますけれども、この共同調理場の 建設が決まってからといいますか、様々な議論がありまして、中でも特に地産地消という ことが非常に言われてきたかというふうに思います。この地産地消という言葉が交わされ る中で、特に農産品といいますか、農業製品が特に議論になってきましたけれども、私、 昨年福井県の小浜市にちょっと視察に行かせていただきました。そこは若狭湾に面した漁 港に面したところなのですけれども、すぐ裏が山手といいますか、別府みたいに、急な高 い山にはなってないのですけれども、似たような地形になっております。

そういった中で、ここも小浜市というところも非常に食育に力を入れているまちでありました。そこに説明していただいた課長さんは、方々に呼ばれて、大分市にも行ったことがあるのですよと、呼ばれて、私行ったことがあるのですよというふうに言われておりましたし、そこに食育の教室をやる建物があるのですけれども、そこには本当に市内から入れ替わり小学校、中学校の子どもたちが勉強に来るというようなところで、私もそこの建物に行ったときに市内の小学校から視察の中で、食育について学ぶために来て、たくさんの子が来ておりました。

そういった中で、そこは小浜市、福井県というところですから、その昔から京都に食材を届けるための産地であったということで、例えばサバなんかが有名だと、私全然知らなかったのですけれども、鯖街道というのもあるのですよと。これは福井、小浜から京都にずっと朝廷にサバを届けた経緯があるのだということで、そこは海の幸・山の幸が豊富にあるので、それが子どもたちにどう食べてもらって元気になってもらうかということを非常に研究しているということであります。別府市さんも前が海で、後ろが山で、うちと同じような地形ですよねということでお話を聞いてたのですけれども、どうも海で捕れるも

のの話が、地産地消という中で、海で捕れるものの話っていうのは今まで出てこなかったなというふうに思っておりました、そのときに思ったわけです。農業製品のことばかりが取り上げられて、目の前に別府湾があるにもかかわらず、そこで捕れるものがどのように利用され、また子どもたちに利用されていくのかということが今まで議論に上がってこなかったなというふうに思ったわけです。

この別府湾で捕れるものについて、この食材というのは別府で得られないのでしょうか、 その点いかがですか。

○教育政策課長(森本悦子君) お答えいたします。

学校給食におきまして、地域の産物を子どもたちが食べる機会を設けることは、食育を推進するだけではなく、地域活性にもつながると考えております。現在、別府市の学校給食では、本市の水産物の特産物として、別府湾ちりめんを広く活用しております。別府湾ちりめんを使用するための献立の工夫や、学校給食オリジナルメニューの開発に努め、レシピ集も作成いたしました。献立表や給食の時間の放送などを通じて、子どもや保護者に別府湾ちりめんをはじめとする多くの特産物を知っていただき、我がまちの特産物として自慢できるような食育を推進してまいりたいと考えております。

○ 20番(市原隆生君) 別府湾ちりめんっていうのも前からね、聞いた名称でありますけれども、何か目の前に広がる別府湾を見てると、もっと何かいろんなものが水揚げされるのではないかという気がしております。そういったものが活用できるのであれば、広げていただきたい。また、今課長言われたように、別府の子どもたちにこういったものが捕れて、活用できるのだということをぜひとも食育を進める中で示していただきたいなというふうに思います。

この共同調理場、もうずっと教育委員会から、日本一おいしい給食ということを言われております。日本一おいしいということがどういうことに主眼を置かれてるのか、私も前の質問のときに、日本一おいしいイコール残菜が日本一少ないということを目指していただきたいということをお伝えをしております。やはり、大人が考えておいしいということはもちろんでしょうけれども、子どもたちがおいしく食べて残さないというのが私は一番ではないかなと。幾ら子どもたちの栄養を考えて給食を準備したとしても、体の中に取り入れられなかったら何もならないわけでありますね。私はこのちぐはぐを結構、今まで単独調理場の場合はそれで結構子どもたちの意見を聞いて、じかに調理員の方にお伝えしながらできてきてたのではないかなというふうに思いますし、中学校がずっと行ってきた調理場、この現場のこの声、子どもたちの声がうまく伝わっていなかったのではないかなというふうに思っております。

ですから、これはもう何回もお伝えしておりますけれども、共同調理場で調理されている調理員の方が、やはり心を痛めておられると。どうしてこうね、心込めて作っているものがどんどん残菜として返ってくる。何でなのだろうという、そういった思いを持っているということも、何人か調理員の方から聞いたことがありますし、こういった子どもたちの思考、意見が直接伝わるということは私は非常に大事ではないかなというふうに思っております。その点、どのように伝わるようになっているのか。伝えていただいたら、中で調理する方というのはそれで対応できる、言ったらもうプロですから、対応していただけるのではないかと、そういった思いを持っているわけですけれども、いかがでしょうか。

○教育政策課長(森本悦子君) お答えいたします。

給食センターと子どもたちの相互交流を図るため、例えば子どもたちが自由に感想を書き込んだり、ICTを活用して直接意見を届けたりできるコミュニケーションツールなどを検討するとともに、児童生徒に対する給食の満足度アンケート、現在も行っておりますけれども、今後も引き続き行いまして、子どもたちの生き生きとした声が反映された給食

を提供できるよう、学校とも調整を行い、取り組んでまいりたいと考えております。

- ○20番(市原隆生君) すみません、これちょっとやりとりがなかったです、今答弁の中で ICTを活用ということで、具体的に、今タブレット皆さん、子どもたち持っているわけ ですけども、そこに書き込んだら、それがダイレクトに学校に伝わるという考えでいいで すか。そこはどういう経路になって伝わるのか、そこだけちょっと教えてください。
- ○教育政策課長(森本悦子君) お答えいたします。

ICTの活用状況、進捗状況、各学校によって様々と思います。小学校1年生、中学校3年生、それぞれ使い方も異なると思いますので、どの学年にどのような使い方が適したかも含めて、今後コミュニケーションツールとして検討してまいりたいと考えております。○20番(市原隆生君)これからということですね。分かりました。

子どもたちの趣向、それから要望を伝えて調理していただく、いうことはもちろん大事だというふうに思っておりますし、また子どもたちの好き嫌いをなくす取組ということも、私は重要だと思っております。好き嫌いをなくすといいますか、大体残菜として残ってくるのは、ほぼ野菜が大半を占めているということも何か聞いたことがあるのです。おおむね小中学生、野菜が結構嫌いなのだなということでありました。

そこでやはり、野菜の嫌いな子どもたちを少なくするにはというふうに思わないといけないのではないかなと思うのですけれども、そういった方法も、これはこの前、課長も御存じのように、私、小浜に行ったときに担当の方から聞きまして、好き嫌いをなくすにはね、調理をさせたらいいのですと言っておりました。特に、小中学生野菜嫌いでしょというふうにおっしゃっているのですね。野菜を食べさせるためには、野菜サラダを作らせたらいいというふうに聞きました。野菜、ふだん口にしないものなのだけれども、自分たちで切ったり盛りつけをしたりすると、やっぱりどうしても食べるらしいのですけれども、食べてみるとそんなまずいものではないなというふうに、そこで思われるそうです。やはり中で見つけるとぽっとよけたりするようなことが、今まで行われたのかなというふうに思うのですけれども、そういった自分たちで調理をさせると、それで意外と食べられるということに気づいてもらって、残さなくなったということがありました。これ、もう小中学生、全国どこもそんな感じなのかなというふうに思うのですけれども、そういった取組をして好き嫌いをなくしていくということが、僕は大切ではないかと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

○教育政策課長(森本悦子君) お答えいたします。

子どもたちは食べ物の生育や調理を体験し、食に関わる人のことについて知ることによって、残菜量や食べ方、それから考え方にも変化が生じると言われております。これまでも学校配置の栄養教諭や学校栄養職員を中心に、学校教育活動の中で、食べ物の生育や調理などの体験的な食育を行ってきましたので、それらのさらなる充実、充実を図りたいと考えております。

さらに、コロナで一時休止をしておりましたけれども、料理教室など行事も再開をしつつ、家庭と連携をした食育の推進に努めたいと考えております。

○20番(市原隆生君) 今回の調理場というのは、僕本当に別府市挙げて満を持して運用が始まる施設だなというふうに思っております。ぜひとも成功させていただきたい、日本ーというふうに言われておりますけれども、本当に日本一になってもらいたいと思いますし、やはり僕は何をもって日本一かというと、子どもたちがおいしいと言って残さない、ここが最大ではないかなというふうに思うわけです。その点、残菜が少なくてやはり全国から視察に見えるというぐらいの施設にしてもらいたいし、対応してもらいたい。中でどのようにして子どもたちの意見を伝えていくかということも、先ほど課長答弁ありましたけれども、工夫していただいて、本当に風通しのいい、作る側と食べる側の意見の風通しをよ

くしていただいて、本当日本一の、給食日本一の施設にしていただきたい、このことをお願いをして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長(日名子敦子君) 休憩いたします。

午前 11 時 53 分 休憩 午後 1 時 00 分 再開

- ○副議長(日名子敦子君) 再開いたします。
- ○7番(小野佳子君) 公明党の小野佳子です。今回、1期目として、皆様とともに働いてまいります。何とぞよろしくお願いいたします。市長はじめ、執行部の皆様、また先輩議員の皆様とともに、別府市民の1人の声に寄り添いながら精いっぱい力を尽くしてまいりますので、御指導のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

まず新人議員として、最初の一般質問です。半年前までは一主婦として、また働く女性としての環境から、今、市民の声を代弁する立場となり、身の引き締まる思いです。今日の質問は、市民の皆様より頂いた御要望を通告させていただきました。しっかりと声を届けてまいりたいと思いますので、最後までよろしくお願いいたします。

議長、最初にお伝えいたします。通告3の野外事業での帽子着用については、4番目の 熱中症対策に関連しますので、そちらでの質問とさせていただきたいと思います。

- ○副議長(日名子敦子君) はい。
- ○7番(小野佳子君) ありがとうございます。まず初めに、マイナンバーカードの申請についてでございます。別府市におけるマイナンバーカードの交付率についてお尋ねいたします。
- ○市民課参事(江川裕子君) お答えいたします。 別府市における令和5年4月末日時点の交付率は69.3%となっております。 参考までに申し上げますと、大分県での交付率は72.2%、全国での交付率は69.8%となっております。
- ○7番(小野佳子君) 別府市においてもマイナンバーカードの交付率も 69.3%とのことで、多くの方々がカードを取得している状況ですが、中には病気や障害等があることで、マイナンバーカードを取得することが難しい方がいると把握しております。障害等で、規格どおりの写真を撮ることが難しく、手続を進めることができない、もう諦めたとの声を直接聞いております。その方々に対して、どのようなサポートをしていただけますでしょうか。○市民課参事(江川裕子君) お答えいたします。

病気や障害等でマイナンバーカードの規格どおりの写真を撮影できない場合は、交付申請書の氏名欄に具体的に理由を記載して申請することができます。別府市のサポート窓口でも写真を用意していただくか、御本人が窓口に来られる場合は、できるだけお顔が判別できる写真をその場で撮影した上で、申請書の氏名欄に障害等の特記事項を朱書きして申請していただくサポートを行っております。

なお、特記事項を記載した場合でも、写真が暗過ぎるなど、特記事項以外の理由で写真 の不備となる場合はあり得ますので、御自分で撮影される場合はお気をつけいただければ と存じます。

そのほか、申請等に対してお困り事があれば、市役所1階マイナンバーカード申請サポート窓口へ相談していただいた上、状況に応じた対応をしていきたいと思います。

○7番(小野佳子君) 先ほどお答えいただきました特記事項の件なのですが、私に相談された方は多分こちらの内容を知らずに、多分窓口のほうで諦めたのではないかなと思っておりますので、またより手厚い御対応をお願いしたいと思います。

来年の秋より、現行の保険証を廃止し、カードと一体化したマイナ保険証となることが、 さきの国会で成立いたしました。また、長期入院や介護施設に入所されている方々につい ては、マイナンバーカードがより必要不可欠なものになると思われます。

そこで、この方々で、いまだカードをお持ちでない方に対して、市として何か申請のサポートはできるのでしょうか。お願いいたします。

○市民課参事(江川裕子君) お答えいたします。

令和5年4月末日時点での、別府市のマイナンバーカードの人口における申請率は約79.9%となっております。この数字から、住民の約5人に1人はマイナンバーカードをお持ちでない状況と推測されますので、今後も申請に係るサポートは必要と考えております。別府市において、長期入院されている方や介護施設等で入所されている方で、身体的理由等で市の窓口に来られない方々に対して、病院や施設等へ出向き申請支援を行うことで、マイナンバーカードの取得にかかる負担を軽減できるよう、県や関係各課と協議を行っております。

○7番(小野佳子君) ありがとうございます。いまだつくられてない方は、こういった病院や施設等での入院の方々が大半だと思います。しっかりそこを手厚くしていただきながら、またいろんな諸問題が出るかと思うのですが、やはりもう、手続が面倒くさいからもうつくらないでいいやという方も本当にたくさんいらっしゃいます。このやり取りの中で、つくられたけれども取りに来られない方もたくさんいらっしゃると聞いておりますので、市の対応もしっかりしていただいてる中で、こういう結果が出るというのもどうなのかなと私も思っておりますが、またしっかりそこに力を入れていただきたいと思います。

マイナンバーカードの利点というのは、国が施策としてスタートしたのですが、本人確認手段ができたことで、今まで市役所に足を運び、手続の書類を提出することが必要とされてきた行政の手続が、マイナンバーカードができたことで、足を運ばずにオンラインで可能になる、誰もがいつでもどこでも手続できる、その環境整備を加速して、生活の利便性向上と行政の効率化を進める取組でスタートしたものであります。今後病院、介護施設、入所の方々へのサポートが充実するのは本当にありがたいです。いろんな問題も発生するかと思いますが、何とぞよろしくお願いいたします。

また、今、全国的にも、マイナンバーカードを巡るトラブルが次から次へと出てきており、不安に思う市民も申請を諦める要因になることが心配されます。申請を希望される方々が一人でもいる以上、申請しづらい状況に臨機応変に対応していただきたいと思います。また、窓口に行きたくても来れない状況の方々が、まだたくさんいらっしゃるかと思います。そういう方々、自宅での老老介護の方だったり、いろんな状況で、障害を、重度の障害をお持ちのお母様方がこちらに連れてこられなかったりというのも、代理でという申請もたくさんあるのですが、そこを問合せをしたときに、一歩踏み込んで、行政のほうが手厚くサポートをしていただけると、あ、これだったら私もつくりたいなって思うように皆さんがなるのではないかなと思います。また、今後手厚いサポートと、一歩踏み込んだ献身的な対応を期待しております。ありがとうございます。

では、次の質問に移らせていただきます。

次に、朝見川の堆積土砂の撤去についてでございます。

朝見川沿いに住まれている市民の方々から、大雨の際の河川の氾濫について心配の声を頻繁に聞きます。朝見川の河川付近については、大雨によって流されてきた土砂が堆積する状況があるので、災害を防止するために定期的な土砂の撤去が必要と考えていますが、これまでの経緯を教えてください。

○都市整備課長(山田栄治君) お答えいたします。

まず、朝見川の管理者につきましては大分県のほうになります。御質問の土砂の撤去の 経緯ですが、最近では令和元年、その前は平成24年に県のほうで行っていただいており ます。いずれも出水期前に行っております。

- ○7番(小野佳子君) 最近が令和元年というと、4年前になりますが、大雨による災害はいつ、どのように発生するか全く予想がつかず、分からなくなっている状況と感じております。近年の気候変動の影響などで、豪雨災害が頻発しております。管理が大分県ということで、市のほうからも県にしっかりと呼びかけていただき、定期的な土砂撤去をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。
- ○都市整備課長(山田栄治君) お答えいたします。

大分県のほうでは随時堆積状況を確認し、状況に応じてしゅんせつ、土砂の撤去ですが 行っていくということを聞いております。また、別府市水防計画におきましても、朝見川 を注意を要する箇所として水防区域に定めておりまして、市としても、堆積状況等を注視 しております。引き続き、状況に応じて県へお願いをしていきたいと考えております。

○7番(小野佳子君) 分かりました。

カメラで管理をして状況も把握していますということでお伺いはしておりますが、昨年9月にも先輩議員が同じ質問をさせていただいております。先日の南部地区公民館の運営委員会の中でも、朝見川の堆積土砂撤去を求める声が非常に上がっておりました。地域の方々が、大雨時の水位の上昇だったり、干潮時の堆積土砂を見るたびに、大雨、台風による川の氾濫への不安が日に日に増しております。あちらの地域を訪問しますと、もうその話で持ち切りであります。まずは地域の方々の不安の声にしっかりと対応していただいて、その不安を取り除いていただければと思っております。

今後、市長及び大分県土木事務所宛に、地元自治会長と一緒に要請に参りたいと思いますので、またその際は市長、何とぞ後押しのほうをよろしくお願いいたします。

ちょっと早いですがすみません、次の質問に入らせていただきます。

次に、中学校での柔道着購入についてでございます。

今現在、中学校の学習要領により、中学校では柔道の授業が入っております。中学入学 時に柔道着を購入しておりますが、1着当たりの購入金額は幾らかお伺いします。

○学校教育課長(松丸真治君) お答えいたします。

柔道着につきましては、購入先やメーカー等の指定はなく、空手着等の柔道着に似たもので授業を受けることが可能です。1着2,000円から5,000円程度で購入できるようです。

- ○7番(小野佳子君) 柔道の授業は何年生に行われ、年間の授業総時間は何時間となりますでしょうか。
- ○学校教育課長(松丸真治君) お答えいたします。

柔道の授業は中学校1年生及び2年生で行われています。

授業時数については、学習指導要領には、その内容の習熟を図ることができるよう考慮 して配当することと記述されており、各学校の教育課程で配当時間を定めています。おお むね各学年で6時間から10時間程度が配当されております。

○7番(小野佳子君) 時間はその内容の習熟を図ることができるよう考慮して配当するということで、多分学校ごとに、時間帯も、学年も、対応学年も違うのかなとは思っておりますが、私の娘が経験しているのですけれども、本当に柔道着の使用が本当に少ないのですね、授業時間からすると。保護者より今回依頼がありましたのが、学校で、学校備品としてリユースしていただけないでしょうかという話を頂いております。これは毎年毎年、自分がこういう立場になる前から、皆さん、柔道着の購入にちゅうちょしているというのをすごく聞いております。私も別府市リサイクルセンターに、以前ずっと牛乳のパックを持ち込んで、いろいろ何回かお伺いしてたのですけれども、別府リサイクルセンターに回収された柔道着を求める保護者もたくさんいらっしゃいます。そのリサイクルセンターによりますと、その年にもよりますが、毎年30から50着の柔道着が提供されると聞いております。希望者が多く、すぐにその柔道着がなくなるということでした。それだけリサイ

クルを希望される方がいるというのが現状です。リユースは保護者負担の軽減につながる と思われますが、教育委員会のお考えをお聞かせください。

○学校教育課長(松丸真治君) お答えいたします。

現状では、学校は柔道着の準備について、購入だけではなく、譲り受けたものや、空手着などの代用品等を着用して授業を受けることもできますと保護者にお知らせしています。柔道着の取扱いにつきましては、保護者負担軽減の観点から、学校において対応できる方法を検討してまいります。

○7番(小野佳子君) ありがとうございます。

他市では、全国的に柔道着の問題も取り上げられておりまして、市費で購入し、学校の 物品として、管理物品として児童に貸与したり、2択で、やっぱり貸与は嫌だ、自分のも のが欲しいということで購入されたり、それは学校ごとにいろんな対応はあるのですけれ ども、保護者の負担の軽減を図るという意味で、このやり方を導入している市もたくさ んあります。年間の授業時間を見ても、購入は本当にちゅうちょします。6時間から1学 年 10 時間、 6 時間という学校もあるのではないかなと思ってます。また、私の娘も、下 の娘も、体育の授業のときに本当に何回着たのだろうかというぐらいですし、きれいな状 態で、もう使わずにという形で、今自宅にあります。体操服の上から柔道着を着用します ので、本当に汚れることもなく、最小限に汚れも抑えられますので、レンタルでの希望需 要が多いかと思っております。私は購入はしたのですけれども、そのときにリユースとい うシステムがあれば、私は利用したかった一人であります。譲り受けも保護者間でのつな がりがある方は、そこは可能だとは思うのですが、頂く側から欲しいというのを切り出す のも、なかなか言いづらいというところもありますし、私の知り合いの方も同じスポー ツのクラブで3学年またいで、3回にわたって柔道着を譲り受けて、名前のところはきれ を張って使用しましたという方もいらっしゃって、買うよりも、リユースを希望される方 がやっぱり多いのだなというのを感じております。自宅にそのまま眠っている柔道着も、 今別府市民の市で子育てをされた方もたくさん自宅にあるのではないかなというのは思っ ておりますし、聞いた中で、ありますという方もいらっしゃいました。各家庭の呼びかけ も一つの方法かとは思っております。この物価高の中です、主婦として一円でも安いもの を購入して、家計のやりくりをしてるのが実際主婦です。主婦の目から、子育て世代の支 援の一環として、この柔道着のリユースを前向きに御検討いただければと思っております ので、今後、何とぞよろしくお願いいたします。

では、最後の質問となります。

中学校のマイボトル専用給水スポットの設置についてでございます。

先月は、体育の体育祭開催の時期でもあったことから、5月から熱中症で救急搬送されるニュースが頻繁に報道されておりました。地球温暖化が進み、学校現場でもマイボトル、水筒を持参する児童生徒が多いと伺っておりますが、授業中はそのようなルールで水分補給をされているのか、どのようなルールで水分補給をされているのか、お尋ねいたします。

○学校教育課長(松丸真治君) お答えいたします。

多くの児童生徒が水筒を持参している現状があります。体育の授業等においては、活動場所へ水筒を持参し、適宜水分補給をさせております。

- ○7番(小野佳子君) 今、中学校に通う保護者の方々より、午前中には水筒が空になり、暑い日は3時間目まで水筒が、水がもたない状況で、大きい水筒を持たせたり、2本持たせているというのを伺っております。水筒が空になった場合は、学校現場ではどのような給水方法を取っているのでしょうか。またお尋ねします。
- ○学校教育課長(松丸真治君) お答えいたします。

水筒が空になった場合は、学校の水道を使って給水しております。冷たい水を好む児童

生徒は、水筒に氷を入れてきております。

○7番(小野佳子君) 私が調べたところ、福岡県の八女郡広川町の小中学校では、マイボトル専用給水スポットを設置しております。ほかにも全国的に設置が急増しており、教育現場での設置が注目されております。

少しマイボトル専用吸水スポットを御説明させていただきますと、皆さん御利用いただいた湯茶コーナーのように、水筒をそのままセットして、短時間で冷水が給水するものであります。今、夏場の水道水の水温は約25度ということです。5度から15度の冷水は、体の直腸温の上昇を抑制し、体温を下げることで、熱中症に、熱中症予防に効果的と言われております。この給水器は10度から12度の設定ですので、直腸温の上昇を抑制するにとても効果的な冷水機であります。今、氷を入れて、それに水道水を入れて給水をしてますという御答弁いただいたのですが、氷を持参しても、25度の水を入れてしまえば、あっという間に氷は溶けてしまうと思うのです。やっぱり生ぬるい水になると思うのです。給水は冷たい水ではないといけないという御意見も頂いたのですが。昨日も35度を超えるこの暑いさなか、部活で頑張ってる児童が本当に生ぬるい25度のお水を飲むというのも、本当にどうなのかなというのをすごく感じております。中学生は放課後に部活動があります。体温が上昇してるときに生ぬるい水を飲むよりは、児童生徒の活動意欲だったり、活動の能力を低下させないためにも、この目的からも、学校現場にぜひこの給水スポットを設置していただけないでしょうか。熱中症対策として、またこの給水スポットを設置していただくことはいかがでしょうか。

○教育政策課参事(吉武功二君) お答えします。

学校現場では、給水できる箇所が複数設けられております。また、別府市立の小中学校の教室には、既にエアコンを設置しております。今年度は学校体育館にも体育館空調を整備する計画で、7月以降、順次計画を進めてまいります。

当面は夏場の学習環境整備として、これらの施策を進めていきたいと考えております。

○7番(小野佳子君) 体育館空調に関しましては、本当に画期的な取組で、市長をはじめ 執行部の方々に、もう市民を代表して本当にお礼を申し上げたいぐらいすごいことだと 思っておりますし、皆さんそれを感じて、お声を頂いております。

やっぱり地球温暖化などの影響で、熱中症のリスクはもう本当に高くなっております。 昨日のニュースでも出ておりましたし、熱中症で運ばれるというニュースがない日はない ぐらいだと感じております。野外だけではなく、室内でも発生しているのが熱中症であり ます。また、市内ほとんどの中学校が避難場所に指定されている観点からも、冷たい水を 手軽に摂取できることが、避難された方々の体調管理の一助となるのではないかと、広い 観点から今後御検討いただければと思いますので、その点、優先順位はあるかと思うんで すが、しっかり子どもたちの命を守るという観点でお願いしたいと思います。

最後に、熱中症対策として、小学校ではおそろいの帽子を着用しておりますが、中学では炎天下の中、体育の授業などでどのような対策、工夫をなされているのかお尋ねします。 〇学校教育課長(松丸真治君) お答えいたします。

発達段階等を考慮し、一律に帽子の着用を求めてはいません。体育の授業や登下校などでは帽子をかぶるよう促すことはありますが、生徒の判断を尊重しております。

○7番(小野佳子君) 学校で野外での体育の授業時間帯は、1日の中でも一番日差しも強く、 気温が高いため、熱中症や体調不良で救急搬送される確率もとても高いと思います。私の 知り合いの方のお子様なのですが、女子生徒で髪を結んでいることで頭皮がむき出しに なっている子がいます。どうしても頭皮がむき出しになることで、その頭皮が日焼けをし て、それが焼けて、頭皮がむけて、フケになってしまうような状況があるということを聞 いて、本当に驚きました。私たちの時代と、また今の温暖化によって、全然状況が違うの

かなというのはすごく感じてはおりますが、炎天下の中での授業はとても危険だと思いま す。学校側より、帽子着用を促してるということでありますが、御相談いただいた保護者 の方はそのことを全く知らずに、お子様もかぶってない、その学校は体育の授業のときに かぶってないというふうにおっしゃっておりました。生徒自身も、多分認識がない状態で 授業を受けておりますし、知らない保護者もたくさんいるのが現状ですので、思春期とな ると、帽子をかぶる、女の子は特に帽子をかぶると、その1人目になるのがとても恥ずか しくて、かぶることにすごく勇気が要るかと思うのですけれども、命を守る観点から、学 校現場からもう一度保護者の方、また児童の方にしっかりと帽子をかぶる、かぶってもい いのだという、ちょっと踏み込んだ御案内をしていただけると、また生徒、保護者にも広 く周知され、希望される生徒も、希望したい、希望しているのですけれどもかぶるまで至っ てないというのが、そういうかぶりづらい状況をつくっているのではないかなというふう には感じておりますので、もう一度学校現場の校長先生を通していただいて、しっかり生 徒にお声がけいただいて、何かあってからではやっぱり遅いかと思いますので、それで本 人がかぶらないというのであれば、それは本人の判断だと思います。しっかり知らない児 童、知らない保護者がいるという現状をちょっと今日はお伝えしたかったので、質問させ ていただきました。

以上で私の質問は終わります。

ちょっと 30 分という短い時間ではありましたが、私も別府市の市民の一人でありますので、またこの議員活動の中で、皆様より頂く御要望の後ろには、何人もの御意見があるというふうに意識しております。丁寧かつ同じ立場に立って、今後活動に励んでまいります。1時間の持ち時間、すみません、30 分で終わってしまいました。しっかり今日から一般質問始まりましたが、諸先輩方の質問を、しっかり学んでいきながら、また9月への一般質問に反映していきたいと思います。今日はありがとうございました。

○18番(吉冨英三郎君) この議場で一般質問をさせていただきますのは、10年ぶりとなります。前2年は議長で質問ができませんでしたし、後の8年は市議会のほうにおりませんでしたので、この市議会に戻していただきました市民の皆さん方に、この場を借りておれを申し上げたい、このように思っております。

それから、今申し上げたように 10 年という時間がありますので、私の質問が途中とんちんかんな質問だったりするかもしれませんが、執行部の皆さん方には御容赦願いたい、このように思っております。

質問の前に、いみじくも公園課長のほうに、公園課長ではなかったですね、公園緑地課長のほうにお礼を言わなければなりません。議員の皆さん方もそうですし、市長もそうだと思うのですけれども、選挙期間中、やはり皆さん、市民の方々からいろいろなやはり御要望等頂くことがあると思います。その中で、私の地元でもありますけれども、北石垣公園、もう使い勝手が大変悪い、治安上も大変危ない公園なのだということを、公園を利用する方々から声を頂きました。そのとき私は、ああ、分かりました、では今度、担当課長と皆さん方との話合いの場を設けるようにいたしますのでということを言ったのですね。その会場をお借りするために地域の自治会長さんにお話をしたら、いや実は6月の議会で、この北石垣公園の改修予算が出るということを、行政、市役所のほうから自治会長は聞いているというお話がありましたので、それであれば、6月議会よりも前に市民の皆さん方と話合いをできる場を設けようと言って、無理に課長にお願いしましたところ、5月の末に、大変忙しいときに、そういう市民との話合いの場を設けていただきました。これから先の北石垣公園の改修工事、数年計画という中で、1年目はこういうことをします、2年目はこういうことをしますという話の中で、そして市民の中からは、こういう悪いところがあるのだと、こういうところが心配でたまらないと、そういう要望が出ました。最後に

は市が説明してくれた内容に、大変市民の皆さん方も満足して、ああ、よかったと、これで安心できると。

この会が終わったときに、その後ですけれども、参加してくれた方々から、私のほうにはお礼の手紙が来ましたし、お礼の電話も2本頂きました。課長にぜひお礼を言ってくださいということでありました。これは、課長がほめられるということは、市長、あなたがやっぱりほめられるということなのですから、もう苦虫をかみ潰したような顔ではなくて、笑った顔がかわいいのですから、笑った顔でね、議場にいるようにしてください。

では、質問のほうに参りたいと思います。

今回の質問なのですけれども、これは私も過去の、実は議員さん方の質問をずっと調べてきました。もう過去6年間ぐらいの一般質問を、公園関係のやつを調べまして、その中で言うことですから、今回の私の質問というのは、やはり過去の質問を合わせた確認ということになろうかと思います。ですから、先ほどの小野さんですか、7番議員さんと同じように時間はそんなにかからないと思いますので、よろしくお願いいたします。

別府市には公園がやはりたくさんあります。その公園自体、やはり市民の皆さんや、観光客の皆さん方も使っているし、市外の皆さん方も、地獄地帯公園とかは結構来てるような感じがするわけですけれども、市が公園を持つ意義、これは一体何なのでしょう。そこから答弁をお願いします。

○公園緑地課長(橋本和久君) お答えいたします。

都市公園については、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上等、豊かな地域づくりに資する交流の空間等の多様な機能を有する根幹的な施設であります。これまで多くの公園が整備され、別府市には174の都市公園があり、公園緑地課が管理しております。

この公園を市が持つ意義は、住民が多様な活動の場として、日常的に快適で安全な公園 利用ができるように、また健康増進や憩いの場、避難地としての防災機能などを市民に提 供するため、整備及び維持管理することだと考えております。

(議長交代、議長加藤信康君、議長席に着く)

○18番(吉冨英三郎君) そうですね、公園というのはやはり市民のレクリエーションや休息の場を提供している、さらには良好な都市空間の形成や、自然環境を保護し、生物多様性の確保、また、都市環境の改善と地域の景観の向上、さらには治安、先ほど課長答弁ありましたように、やはり治安の向上と防災性の向上、さらに言えば、豊かな地域づくりに資する交流の場を提供すると。こういうようなものが、より市民の本当に憩いの場というか、公園で1日を過ごすとか、公園でゆっくりしたいという市民の気持ちというのがやはりそこにある。何日か前の県内の新聞にも、鳥のさえずりはストレスの軽減、水の音は気分向上、ストレスの軽減効果があるというようなことが新聞に書かれておりました。そして、人は知らず知らず、やはり公園に引き寄せられるのは、このようなやはり力があるからだということは書いております。まさにやはり公園というのは、私たちが生きる中で心の潤い、そういうものを持つのに大変必要なものであると、このように私も理解しております。

では、その公園なのですけれども、簡単ですみません、一体誰のものなんでしょうか。 ○公園緑地課長(橋本和久君) お答えいたします。

公園の日常的な利用として、子どもたちが遊具で遊ぶことはもとより、ウオーキングやランニング、グラウンドゴルフ等スポーツ利用を中心とする健康増進に寄与するための公園利用と、祭りやイベント等の利用者の文化的場所として活用がなされております。また、季節ごとの花の鑑賞など、自然の移ろいを体験できる憩いの場所としても重要な場所であり、公園は市の財産であるとともに、市の責務において適正に管理する必要があります。

さらに、公園は市民のものであり、かつ公園利用者全ての方が対象であるものと考えて おります。

- ○18番(吉冨英三郎君) 市の財産だ、だから市が適正に管理しなければならない。市民の ものであるという答弁でありますけれども、市民のものということは市民の財産であると いうふうなことでいいのでしょうか。もう一度答弁お願いします。
- ○公園緑地課長(橋本和久君) お答えいたします。 議員のおっしゃるとおり、市民の財産であるというふうに考えております。
- ○18番(吉冨英三郎君) 市民の財産である。この市民の財産を、市民また県外のお客様も含めた人たちが使うわけですけれども、では公園整備に係る市長の権限、これは大体どのようなものがあって、整備するに当たっての市長の権限というのはどういうものがあるのでしょうか。
- ○公園緑地課長(橋本和久君) お答えいたします。 地方自治法により、執行機関の責任者である市長は、施設の設置、管理、廃止などについての権限があり、公園に関する全ての責任を管理者として負うこととなります。
- ○18番(吉冨英三郎君) そうですね。要するに地方自治法の長の権限という中において、147条では長の統括代表権、そして148条では事務の管理及び執行権、さらには149条では担当事務の第6に、財産の取得、管理、処分というものが市長の権限であるわけですね。ですから、市長の権限としては、やはり今答弁があったように、公園をこのようにしたいというときには、やはり市長がそれをする、要するに、公園整備事業の計画、立案をまず市長が行う、市長が行うというか、いろいろな方々の御意見を聞いてということになろうかと思いますが、する。その後、予算の編成というものがあって、これは議会にかけられる、そしてその後に実施され、予算が執行されて、公園が造られていく。最後には、これを評価することによって、できたものに対して、足りないところがあるのではないか、もしかしたら不便なところがあるのではないか、そのような評価をし、もう一度これが元に戻って最初からの立案というふうな、この繰り返しをやはりしながら、市民が使いやすい公園というものがやっぱりできていくと、このように私も理解をしております。

最近、別府市だけではないのですけれども、いろいろなやはり地方自治体が行う、県もそうですが、公民権の連携のPPPのPFIというものが手法として取り入れられております。これはほかの議員さんなんかも過去にずっと聞いているようではあるのですけれども、このPFI、Park-PFIで結構ですけれども、メリットとかデメリットというものをもう一度説明していただけますか。

○公園緑地課長(橋本和久君) お答えいたします。

まず、Park-PFI事業の事業内容について説明させていただきます。Park-PFI事業とは、都市公園法において公募設置管理制度と位置づけられております。飲食店や売店等の公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置と、その施設から生じる収益を活用して、その周辺の園路、広場等の公共的スペースの整備、改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度でございまして、平成29年の都市公園法の改正により創設されました。

主な特徴としましては、行政処分である設置管理許可を与える相手を公募することで、 従来の自動販売機の設置などに代表される設置管理許可制度にはなかった飲食店等の便 益施設の建設の際の建蔽率の緩和や、事業者の建設投資の回収に配慮して、事業期間を原 則 20 年としていることなどが上げられます。

この事業のメリットといたしましては、民間事業者の持つアイデアやノウハウを、公園の整備や管理、運営に反映させることで、利用者の利便の向上や運営管理の維持、質の向上、人件費を含む行政負担の軽減等が考えられます。

デメリットといたしましては、本事業は公募により事業者を選定する制度となっており、 選定までに時間を要することと考えております。

○ 18番(吉冨英三郎君) PFI、Park-PFIに関して言えば、昔はできなかった、変な、言い方で悪いのですけれども商売ができるということになるのですよね。ですからそれは、利用者にとってもプラスになることですから、別に問題は、この全体の考えとしては問題はないとは思っております。

やはりメリットというのは、今おっしゃったように行政の効率化、さらに公共事業のコストの削減や、民間企業のノウハウを使うということ。これやはり、ただ行政の効率化とは言いますけれども、冒頭、北石垣公園の話もしましたけれどもね、やはり先にこういうことをします、ある程度の情報がやっぱり出てないと、後々、このPFIというのはどうも後からぽんと出てくるのですね、情報が。ですからやっぱりそうなると、後々もめてくるようなことも、やはりどうしても出てくるということがある。

また、この事業コストの削減ということになりますけれども、これは単年度で出ていくお金が少ないとか、民間企業がお金を出すからということがあるのですけれども、後々のことを考えていくと、やはり市でしたほうがいいこともあるのではないかなと、私はそういうふうに考えてます。単年度ごとにお金を出していく、分割払いをしていくような形もPFIの中にはありますから、そういうものもちょっと気になります。

デメリットというのがね、やっぱり一番気になるのはやっぱり契約の複雑化、だからParkーPFIにしてもなのですけれども、やはり中身を小さくやはりいろいろ、これをしてはいけませんよ、これはいいですよというようなことをやっぱり相手と詰めていくことをしていかなければならないということで、これはもうはっきり言って、細部にわたり相手との打合せをするために時間が要するにかかってしまうという部分。さらに言えば、今言うように透明性の欠如、やはり何か後でぽんと出てくるような気がして、もうしょうがないという部分が、感覚的にです。行政はしっかりと、行政ののっとった手続でやっていっているのは分かるのですけれども、その都度その都度にこういうことが決まりましたと、こういうふうな感じですよというのが出ていれば、その都度いろいろと頭を回して一生懸命行政の方々との話合いというのもできるのだろうけれども、ここをあまりにも議会、議員が執行部とそうやっていると、反対に利害関係とかそういうのが出てくるとかいうようなこともあって、それができないというジレンマみたいなものはあるのですけれども、やはりそれにしても、情報があまりにも少な過ぎるというふうに思ってしまいます。

この今までの話に関しては、一般的な考えの中における公園の造り方、やり方ではありますが、その次の項目に入って、上人ヶ浜の問題に入らせていただきたいのですけれども、これは私自身事業自体を反対するものでもありませんし、私はこのPark-PFIにしても、市長の考えている、やはり有効な財産、これを市民のために使う、そしてそこから出てくる果実を市民に広く分け与える。これはもう本当地方自治法の1丁目1番地、第1条は、国と地方自治体との在り方ですけども、この1条の2には、やはり地方自治体というのは、市民、住民の福祉増進を図っていくのが基本であると書かれておりますし、さらに地方自治法のその第2条でしたか、2条の14項においては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を持つようにというふうに言われております。

ですから、長の権限の中で長が、市長が住民のために、福祉増進のために、このPark-PFIを使って収入を上げて、その収入を市民のために使うのだという考え方、私はこれも絶対間違いではないと思ってますし、いいことだとは思っております。ただ、この上人ヶ浜に関しては私の地元でもありまして、要望書も、やはり出ておりますので、どうしてもやはり取り上げないわけにはいかないということもありますので御理解を頂ければと、このように思っております。

当初、この砂湯、私は海浜砂湯だけの改修がメインであったのではないかというふうに思っているわけなのですけれども、これがPFI、Park-PFI事業として、公園全体の整備をするようになった経緯というものを御説明ください。

○公園緑地課長(橋本和久君) お答えいたします。

海浜砂湯の改修は、施設の老朽化の改善や、待ち時間の解消を主としたサービスの向上を目的として検討を始めました。美術館跡地をはじめ、砂湯を含めた公園全体を一つの空間としてより魅力的に整備するように検討を始め、別府市最適事業手法検討委員会及び別府市公共施設マネジメント推進会議により、Park-PFI事業で行うよう決定いたしました。

海浜砂湯については、Park-PFI事業における収益施設として位置づけることで、民間事業者が持つノウハウやアイデアを存分に発揮でき、かつ、公共投資をせずに施設整備できることから、都市公園法に基づく公募設置管理制度、Park-PFI事業を活用し、事業を進めているところでございます。

○ 18番(吉冨英三郎君) 私がなぜね、最初は海浜砂湯を大きくしていくだけではなかった のかと、それに付随して小さな、今のような大きな開発ではなく、海浜砂湯を含むその周 りを少しだけ大きく、よくするのかなというふうな感覚でありました。といいますのも、 平成29年第3回観光建設水道委員会での委員長報告の中に、温泉関係においては市営別 府海浜砂湯について、砂湯の拡張に対し、民間活力を用いて事業の可能性を検討するサウ ンディング調査に必要な資料作成等の費用を計上していると、この平成 29 年のときには そういうふうにありまして、海浜砂湯はPFIなど民間活力の導入が前提と聞いているが、 収益性の高い施設であり、建設費などを考慮しても、直営することも可能ではないかとの やっぱり意見や、民間の意見を聞いて市場調査をすることも理解できるが、別府市として、 規模や運営方針などの基本構想を持っておくことが重要である、との意見がなされ、当局 からは、どういう機能が求められているかなどは市場調査を活用するが、その結果を基に、 規模や施設の内容を決定していく中で、直営・民間の選択も含めて検討していきたい、こ のように平成29年の第3回の定例会の中で、委員長報告というのがなされております。 このときの、やはり中を読めば、当時の議員さんは、海浜砂湯物すごく人気があって、待 ち時間が長いし、お客様も、もうせっかく砂湯に来たのに入れないと言って苦情を言って 帰っていくという方々も多々いるということで、別府市も海浜砂湯を大きくするのだなと いうぐらいのイメージではなかったかなというふうに思っております。平成29年第3回 の定例会時点です。

そうしていったときに、平成 31 年の第 1 回の定例会の中の一般質問の中でも、別府市が、現在海浜砂湯の拡張整備も今進められています。その完成が、先般、2019 年、これ、令和元年になりますけども、から 2021 年度、令和 3 年に変更になったと聞いております。その理由が、運営を担う事業者の公募が、当初の想定より参加希望の事業者が増えたということ。それから、上人ヶ浜公園の活用など、新たな事業提案も出てきたというふうに聞いているから、この海浜砂湯自体の工事が遅れているのだというふうな。だからやはり、平成 29 年のときに調査をし、海浜砂湯を大きくしてやりたいと思います、PFIでやります、ですから民間業者の方々でしたいと思う方、手挙げてくださいと言ったときに、あ、海浜砂湯というのは別府の中でも指定管理で出したときでも利益を随分出しているところだから、これだったら僕もしてみたいなと、私もしてみたいなという会社がやはりあったのだろう。そういう中で調べていく、いやいやPark-PFIなのだから、公園全体を改修して、もっと収益性のあるものにしたほうがいいのではないかという案もここに出されてきたのではないかというふうに、この中からうかがい知ることができるわけです。

さらに言えば、令和2年になれば、上人ヶ浜公園の整備計画は、当初の海浜スケジュー

ルと随分違った内容になってきていると。これは、ここの答弁からいくと、上人ヶ浜公園 再整備及び別府海浜砂湯改修につきましてはというふうな、一番最初は海浜砂湯をメイン であったかなと思っていたものが、と言ったらおかしいのですけれども、が、公園全体の 整備が頭に来て、そしてその中に海浜砂湯というものができるのですよというような答弁 に、執行部のほうが変わってきているのですね。この時点で、明らかにやはり大きな事業 をしようというようなことがうかがい知れます。

ですからやっぱり、そしてさらに令和3年の第1回の定例議会においても、大型事業をしていくということで、ここにおいては、上人ヶ浜公園の再整備及び別府海浜砂湯への拡張に関しては、平成29年度以降の民間事業者への聞き取り、サウンディング調査を経て、令和元年に整備事業者を公募する予定でしたが、参加事業者の中から、公園内の泉源の湯量確保がどの程度か分からないとの事業検討が、分からないから事業検討ができて、できないといった指摘を頂いたと。そのために、湯量確保の観点から未利用泉源の2本の代替掘削許可を取って掘削工事を進め、上人ヶ浜公園の再整備の検討も含めた事業者の公募に必要な準備作業の一環として今やっているのだ。この内容からすると、さらに大型事業に切り替わっていってるというふうな答弁になっているのです。

だから私が最初申し上げたように、この上人ヶ浜の海浜砂湯というものは、本来は海浜砂湯とその周りだけを事業として行うPFI事業ではなかったのかということが確認したかったのです。4月27日のときに、第2回の地元説明会というものがあって、資料を住民の方々にお配りして説明会をしております。そういうものも私ども頂いて、中を検討しているのですが、やはりちょうどこの時期というのはブルーラグーン構想、鍋山の湯量の問題とかそういうのもかかっておりましたから、どちらに行ってもいいようにしたのかなという感覚はあるのですけれども、先ほど申し上げましたように、このPFI事業というものが、感覚としては一般市民にはぽんと出てきたような感覚があるものですから、市民は慌てるのですね。だから、やっぱりそこのところがどうしても気になってしょうがない。そのために質問をさせていただいてるわけなのですけれども。

そういう中において、やはり気になることは、やはり工事をする、それは分かります。 した後、業者がPFIに選定されて、指定された業者がそこを管理運営するわけですけれ ども、やはりあの上人ヶ浜公園というのは、もう私が子どもの頃から、小さい頃もあって 使っていましたし、よくなじみのある公園なのですが、いつもやはり市民の方々が、そし て子どもさんたちとかがやはりよく使っている公園であります。ですからそういう意味に おいて、地元住民、子どもたちへの、工事も含めて、今後の公園の利用方法、子どもたち や一般の市民は、今までどおりにそういうものが使えるのか、その辺だけちょっと教えて ください。

○公園緑地課長(橋本和久君) お答えいたします。

上人ヶ浜公園の計画につきましては、今、地元説明会や事業者と協議を行いながら進めていっているところでございますので、完成したときには、公園利用者、地元の方であったり、観光客の方も利用できる公園として整備できるように事業を進めていきたいと考えております。

○ 18番(吉冨英三郎君) この公園が、工事も8月着工が少し遅れるのではないかというような情報も新聞等にも載っておりました。やはり今申し上げたように、ここには本当に別府市で最後に残った天然の砂浜ではありません。もう、小さな石がごろごろあるような海辺ではありますけれども、子どもたちも本当に磯遊びができる、そういうところでありますしね、ですからやっぱり子どもの安全とか自然環境の破壊、そういうものはなるべくできない、してはいけないと、このように思っております。

先ほど申し上げた4月の説明会において、図面というかパースを見せていただいた中に、

これですね、これはもう御存じと思いますけども、これを見たときに、10 号線側から北側に向けてもずっと駐車場が囲んだように出たのが、4月の27日の市民との報告会というか意見交換会のときにこれは出てた。これを見たやはり市民は、駐車場が全てのところにあるということは、子どもが遊んだりするときに、どこから子どもが出てくるか分からないではないかとか、そういう心配があったということから、やはり要望書が出ている。

これから先、もう一度この公園の中の工事に関しては、案をもう一回練り直していくということなので、答えはなかなか出ないということでありますけれども、やはりなるべく、できれば駐車場というのは、1か所か何かに置いて周りを囲むような、駐車場を全部使うようなことをしないとか、もしくは松の木だって、松の木というのは、課長も知っているとおりですけれども、根っこが横に張りますからね、地中に入っていくというのを横に張るから、松の根は。だから、どうしても駐車場周りいっぱいつくってしまうと、どうしてもやはり松の根を痛めるのではないかとか、普通の人はやはりそういうふうに心配するわけですよね。ですからそういうことがないようにということを十分に、Park-PFIの中で一番最初の契約の中でそういうことを入れて、そしてなおかつ、自然をなるべく破壊しないようにという形で契約をするということは書いていますし、それはもう当たり前のことなのですけれども、それでもこの最初のパースを見せられると、やっぱり地域の方々は、今まで本当に楽しく公園の中で過ごしていたのに、過ごせなくなるのではないかという心配が出てくる。やっぱりこういう部分においては、やはりこの情報をもうちょっとしっかりとね、出していくということが本当は問題ではないかと、このように思っています。

では次に行きますが、この公園、Park-PFIして業者が決まったときに、お金を 幾ばくか頂けるということになっておりますが、この使用料といいますか、年額お幾らな のでしょうか。

○公園緑地課長(橋本和久君) お答えいたします。

公園使用料について説明いたします。提案段階での説明となりますが、総額、年間約2,500万円となっております。内訳としましては、公園使用料約2,284万円と温泉の泉源使用料約282万円です。また、整備された施設への固定資産税も、完成した後は歳入として入ってくるようになります。

○18番(吉冨英三郎君) 2,500万円年間頂けると、大変ありがたいお金です。もうね、私は2,500万円頂戴とか言われてもとてもではないけれど払えるわけではないですし、それだけのものを市に頂けるというのは大変ありがたいことであります。

ですがね、今気になったのは、温泉の泉源使用料が282万円となっております。4月に頂いた説明会の中での、住民説明会の中では、泉源が5か所あるのですかね、これ。年間が282万円ということですから、泉源1から5のうちのどの泉源を使うのでしょうか。

- ○公園緑地課長(橋本和久君) お答えいたします。
 - 泉源の使用料につきましては、上人ヶ浜公園にある5か所の泉源のうちの3か所を利用するということで、今計画、提案されております。
- 〇 18番 (吉冨英三郎君) 泉源 1 から 5 まであります。第 1 の箇所、月額の使用料 7 万 6,780 円。泉源の 2 番目、第 2 か所目、月額使用料 15 万 5,980 円。第 3 番目泉源、月額 23 万 5,180 円。第 4 の泉源、月額 31 万 4,380 円。泉源第 5、月額 39 万 3,580 円となっております。先ほどの答弁で言われた 282 万円の温泉使用料ということになると、ぱっと計算したときに、泉源の第 3、月額 23 万 5,180 円。これを 12 倍すると、12 回、1 年分にするとちょうど 282 万円になります。ですから泉源は 1 つだけ使うのかと思ったのですが、今の答弁であると、泉源は 3 か所を使いたいというふうになってますね。この 4 月に住民説明会をした泉源の使用料と、ここが整合性合わない。ミスかもしれませんけれども、だからその泉源 3 か所使う予定にしているということにしては、温泉の使用料が安いのではないかな

というふうにもちょっと心配になるところがあります。 1 か所であれば分かります。泉源 第3番は月額 23 万 5,180 円ですから、12 倍すれば年間 282 万になりますから、今の答弁でも間違いないのですが、3 か所使うということになるとちょっと心配になります。その辺のところはまた、今日は別に、温泉課長ではありませんから、別にいいのですけれども今後、やはりこういうところはしっかりと議員のほうにも、議会のほうにも説明をしていただければ大変ありがたいなと、このように思います。

先ほど、2,500万円を年間頂けるという話でした。大変ありがたいお話ではあります。しかしながらね。この公園を毎日楽しみに使っている方々がたくさんいらっしゃる。朝、小さいペット、水筒にコーヒー入れて、それを持って、向こうの公園のベンチで朝の朝刊を読んだりする人、本を持っていって、さざ波、波の音を聞きながら本を読書する人たち、まず木陰が随分ありますから、そういう中で海風に当たりながらくつろぐ人たち、そういう方がたくさんいらっしゃるわけなのですけれども、2,500万円、別府市の住民が5月末現在で、先ほど休憩時間、グランドフロア行ってきました。11万3,398名、別府市の住民が5月末ですけどもいらっしゃいます。これ2,500万円で割ると、1人当たりの金額が220円、みんなに、言い方悪いです、配られるのと同じ扱いになります。220円を365日で割ると1日当たりが0.6円、60銭ということになるのですね。だから、1日当たりの公園に行ってリフレッシュする、心を洗われる。そして自分の時間が大切に持てるものが、1日1円にならない金額しかならないということに、公園を使っている人たちから見るとプラスには絶対ならないというふうに思っている方がやはりたくさんいらっしゃるということも事実であるということだけは、これは理解していただきたい。

やはり、お金は本当にありがたい。だけど公園を使っている人たちから見たら、年間220円しか、俺1人220円しかもらえないのだったら、それ要らないから前のとおりで公園でゆっくりと、読書がしたいとか新聞が読みたいという人がいてもおかしくないし、ここの場所でグラウンドゴルフを楽しんでいる高齢者の方々が、これから先は木陰のない、この上人ヶ浜から南側に行ったところに、別府市のやはり公園がありますから、広い公園があるので、そこを使ってグラウンドゴルフはできますよというふうなことを執行部のほうから言われたということ、日陰も何もないところで、グラウンドゴルフをしなければいけないではないかというような話もあります。こういう人たちから見ても、年間220円しかもらえないよりは、やはり、今の上人ヶ浜のまましてもらいたいなというふうに思うのが当たり前ではないかなと、こういうふうに思ってしょうがないのです。

ただね、やはりさっきも申し上げました、この工事をするにしても、これから先、いつになるのか分かりませんが、それにしても、やはりPFIの、Park-PFIのデメリット、透明性のないところ、そういう部分を執行部は分かっているから、透明性があるというふうに思うかもしれませんが、市民からすると、ぽんと出てきたようにしか見えないので、やはりそこに心配がある。ですからそういう意味で、これから先、工事が仮に決定する、もしくはこういうような上人ヶ浜の開発になり、公園の整備になりますよというものが分かれば、逐次やはり議会や地元住民に、やはり3回目、4回目という説明会をしていただきたいということなのですね。

ですから、ぜひ工事日程と、またそういういろんなものが決まれば、第3回目の市民への報告とか説明会というのはやる予定があるのでしょうか、それだけ教えてください。

- ○公園緑地課長(橋本和久君) お答えいたします。
 - 今後も住民説明会を行いながら、事業は進めていきたいと考えております。
- ○18番(吉冨英三郎君) ということは、ある程度市民の皆さん方にお示しできるような状態になったときには、遅滞なく説明会を行うというふうに理解していいのかどうか、もう一度お願いします。

○公園緑地課長(橋本和久君) お答えいたします。

住民の方に新しく説明できるようなことができましたら、また説明会を開いて説明を続けていきたいと考えております。

○18番(吉冨英三郎君) ありがとうございます。この海浜砂湯のほうに関しては、一日も早い再開というか、立派なものができ上がり、そして観光客の皆様方とかに楽しんでいただける、そういうものになるのはうれしくも思います。しかし、この公園の全体の部分、宿泊棟にしても、レストラン棟にしても、この事業自体というのは、実は緊急性というものはさほどないわけですね、ほかの事業と違って。ですから、よい提案ができるまで、よい提案が出てくるまで、執行部側としてはじっくりと時間をかけてでも、やはりしていくのが必要ではないかと、このように私は思っておりますし、地元の皆さん方も、今までどおりの公園の使い方ができるのが一番であるというふうに考えておりますし、自然を守っていただきたいということを思っておりますので、ぜひそのところを御配慮していただければと、このように思っております。

このPark-PFI、上人ヶ浜の再開発につきまして、市長何かもし、市長としてお考えがあれば、お示しをいただきたいと思います。

○市長(長野恭紘君) お答えさせていただきます。

非常に、こうやって議論が深まっていくというのはすばらしいことだなというふうに 思っています。議員から突然出されたかのようなイメージがあるというふうに言われた点 については、執行権においてしっかり責任を持って整備をし、また管理まで考えていくと いうのが、市長である私の務めであるというふうに思っております。ただ、私がここの事 業者がいいと言って、専門的知識も何もないので、執行権の濫用をしないために選定委員 会を開いて、皆さん方同意の下にその選定事業者を選んだと。そのときにパースがお示し をされて、その中で事業者が決定されたわけでありますけれども、多分ここで大きな誤解 があるのだろうなというふうに思うのは、プロポーザルというのは、案を選ぶのではなく て事業者を選ぶ、そのときのパースを見て、事業性であるとか、企画力とか資金力とか、 様々なそういったものを総合的に勘案をして、プランを選ぶのではなくて、この事業者な ら大丈夫だという事業者を選ぶ選定方法であるということが、まずちょっと誤解があるの ではないかなと。その上で事業者が決定しましたから、今後そういった、どういったプラ ンにしますかというような具体的な作業に入る前段階において、いろいろと付属する、い わゆる収益施設の規模であるとか、そういったものが誤解があるままに進んでしまって、 それが市民の皆さん方の間にも広まってしまったということなのだろうなというふうに 思っておりますので、そこは誤解のないようにこれからも私どももそこに配慮して、しっ かりと進めていきたいというふうに思っておりますが、いずれにしても、170を超える大 小合わせて公園が別府市内にはあります。そういった公園を、1日中過ごせる公園という ことで私は総合戦略にも掲げて、市民の皆さんをはじめ観光客の皆さんに楽しんでいただ ける公園にしていこうということで、ただ交付金を使って、あるいは単費でこれを整備し ていくというのにもなかなか限界がありますので、例えば、こういう大きな整備ではなく て、当初予算においても 528 万円、今議会においても 900 万円、一部機能、例えばバスケッ トボールのコートを一部に造るであるとか、アーバンスポーツの施設を一部附帯するであ るとか、こういったことも整備の一つであろうというふうに思っていますし、Park-PFIという事業を使って、民間の事業者の皆さん方の資金、ノウハウを活用して、民間 の事業者の方だけがいいのではない、当然市民のものですから、公園というのは。市民の 皆さん、また行政にもいい、観光客の皆様方にもいい、事業者にもいい、四方よしと言え ばということになるのでしょうか、こういったところの調整をしていくのが私ども行政の 腕の見せどころだというふうに思います。市民の皆さん方が御不安のないように、今まで 以上に安全に散歩ができるようになった、安全に機能的にその公園を利用できるようになったというふうに言っていただけるように、しっかりとこれから意見集約、また意見調整をしながら事業を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○18番(吉冨英三郎君) ありがとうございます。市民がね、一番やっぱり心配しているのは、例えば業者と契約をしました、5月になって地鎮祭をしたと。普通の常識で言えば、地鎮祭をするということは、もう設計図から何から全てでき上がっていて、そこからもう即工事を始めるというのが普通地鎮祭なのですね。だからこれがあるということになると、これもう私たちが知らない間にもうこんなことするのかというふうに、やはり市民は理解してしまうのですよ。やっぱりそういうところがあるので、市長は5月の人事異動の発表のときの中にも書いておりました、市民に寄り添うという市政をこれからしていくというふうにおっしゃってます。まさにだから、何回も言いますけれども、市民に寄り添う、そういう市政の姿を今後とも見せていただければ、市民も安心して市長に、やはり執行権を任せていけると、そういうふうに思っておりますので、ぜひ今後ともその分は忘れずによろしくお願いしたいと、このように思っております。

では、次に参ります。

最後の質問になりますが、野口原野球場のトイレの問題についてであります。

この問題についてはほかの議員さん方からも何か、スポーツ推進課のほうにやはりお話 があったということを伺っております。そのときに、やはりいろいろと予算が決まってい る中でしなければいけないので、なかなか優先順位がというようなお話を頂きました。確 かにそのとおりです。決められた予算の中で、いろんな方々がいろんな要望を出しますか ら、その中でどれを一番にするのかというのは大変やっぱり難しい問題です。しかしなが らね、この問題を取り上げたときに、私実は現場に行って、どれぐらい距離があるのかと いうのを調べてきました。今いいのですね、レーザーでぱっと見たら距離が出るやつがあ るので、それで全部合わせていくと、レーザーで行ったときの距離が 207 メートル、そし て私の短い足ですけれども、行くと258歩、その距離がある。この距離は何かというと、 改修工事をしてもらいたいというトイレから、最初スポーツ推進課のほうから、いやい や、洋式用のトイレであれば陸上競技場側にきれいなものがあるので、あちらのほう使っ てもらったほうがいいのでというような話だったのですね。それで、陸上競技場側の洋式 トイレから、古いといいますか、軟式野球場側にあるトイレまでの距離というものを調べ たのですが、この話は、子どもたちがもう昔の和式トイレはもうできない、見たこともな いようなところでしなければいけないからということで、保護者のほうからやはりいろい ろと何回も苦情が出てたということだそうです。この一般質問に上げる中では、スポーツ 推進課課長のほうから、予算取りを一生懸命頑張っていきたいというような話がありまし

これの、私はなぜそれが早くできるか、これ市長がね、おっしゃっていた、こどもまんなか、こどもファースト、やはり子どもが不便に思っていることを、子どもが大変に思っていることに関しては、やはり率先してするべきだということを市長がやはり公約というか選挙期間中にも言っていますし、市長になってからもその話も出てます。そういう部分でやはりスポーツ推進課のほうが、子どもたちのために、未来を担う子どものためにも、このトイレは早く改修しなければならないということで、予算取りをしますという話を頂いてますのでね。もうこれ以上もう別に言いません。ただし、これがいつになるのか分からないかもしれないので、はっきりと言えば、優良可であれば可と良の間ぐらいの課長からの答弁であったと、できれば来年度には必ずしますという答弁があれば、優と良の間ぐらいだということを私のほうから申し上げておいて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

- ○議長(加藤信康君) 答弁は要らないのですか。
- ○18番(吉冨英三郎君) 要りません。
- ○13番(森 大輔君) 森大輔です。予定より質問時間が早くなりましたが、一般質問初日 の最後となりました。大変お疲れだと思いますが、1時間程度議論にお付き合いお願いい たします。

選挙改選後、初めての一般質問となります。私は、議会と行政はよい意味で緊張感を持ち、議論を交わし、別府市のために正々堂々議論を深めていくことが別府市のためになると、そのように考えています。そういう志で、これまでもそしてこれからも議会活動、そして政治活動に取り組んでまいります。

まず初めに、上下水道局の贈収賄事件のその後の対応について質問していきます。

この問題については、今年の3月の市議会で、安部一郎議員が有罪となった元職員の退職金の返納問題について議論されました。私自身、令和2年の12月市議会、令和3年の3月市議会、その2回において、水道局の贈収賄事件について議論をしてきた経緯があります。今日はあの事件が起きてから約2年と7か月が経過する中で、どのような対応・対策を行ってきたのか、また退職金の返納はどのようになったのか、改めて議論していきたいと思います。

以前、私が一般質問した際、市役所職員の不祥事が二度と起こらないように、再発防止対策職員倫理規程の徹底、そして公務員と利害関係者との関わり方の見直しを求めてきました。これまで別府市の職員が関わる不祥事については、例えば盗撮、万引き、飲酒運転、放火、公金横領、最近また新たに公然わいせつ、クラブ費の横領問題など、水道局の汚職問題の後も、市民の信頼を損ねる不祥事が後を絶ちませんが、今後の対応・対策、どのように考えていますか。

○職員課長(竹元 徹君) お答えいたします。

水道局の贈収賄事件につきましては、市民の皆様に心配をおかけした不祥事であり、深くおわび申し上げますが、長野市政2期8年間におけますそのほかの懲戒処分につきましては、令和4年度にクラブ活動費の私的流用が1件、令和元年度に参議院選挙におけます投票用紙の誤交付が1件、また令和3年度に非正規職員の逮捕事案が1件、計3件となっております。令和3年度1年間の懲戒処分者数が、大分県が19名、大分市が3名、中津市が2名となっている状況と比べますと、全体として決して多くはございませんが、不祥事の根絶に向け、今後も引き続き全職員に対しまして、年度当初や年末年始など機会あるごとに服務規律の徹底と、綱紀の保持粛正を図るよう通知を行うとともに、全職員を対象とします公務員倫理研修の実施や、幹部職員会議におきましても事あるごとに注意喚起を行い、取組を一過性のものとせず、継続的な取組として、全職員への啓発、倫理感の高揚に取り組んでまいりたいと考えております。

○13番(森 大輔君) 問題があったときにいつも言われる決まり文句、それは、今後は別府市職員の服務規程の徹底と綱紀粛正に取り組みます。今後二度と、このような質問をしなくていいように努めていただきたいと思います。

では、公務員と利害関係者との関わり方の見直しについて聞きます。

公務員の倫理規定の中には、公務員が利害関係者から金品・物品の贈与や接待を受けた りすることを禁止してます。また、利害関係者とともにゴルフや旅行、マージャン、遊技 をすることも禁止されてます。

一方で、職務を遂行する上で、利害関係者と飲食をともにしたり、情報交換や意見交換をすることもあり得ることから、利害関係者と接する機会があるときは、事前の届出を必要と定めています。しかしながら別府市は、その届出を徹底しておらず、職員と利害関係者との関わり方の把握、これを怠っていました。水道局の贈収賄事件もそのような背景が

ありましたが、現在は職員と利害関係者との関わり方の把握に努めていると思います。現 在、どのように職員と利害関係者の関わり方を把握しているのか、また、届出の実績はど のようになってますか。

○職員課長(竹元 徹君) お答えいたします。

別府市職員倫理規程によりまして、利害関係者と会食を行う場合は、所属長を通じて含む服務管理者への届出が必要であり、届出の様式を令和3年5月に定めております。届けの実績としましては、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、会食等の制限もあり、届出は1件となっておりますが、令和4年度は10件となっている状況です。

- ○13番(森 大輔君) その届出された内容によりますと、職員と利害関係者はどのような 関わり方をしてますか。
- ○職員課長(竹元 徹君) お答えいたします。

令和3年度は関係団体の主催行事に係る懇親会が1件、令和4年度が関係団体の主催行事に係ります懇親会、意見交換会が7件、そして市事業に係ります関係者との意見交換会が3件となっております。

なお、会費につきましては全て自己負担となっております。

○13番(森 大輔君) 以前、国会で公務員が意図的に利害関係者との関わりを隠したり、 意図的に届出をしない、接待隠しや届出隠しが問題になったことがありました。今後、別 府市においてもそのようなことが起こらないことを祈っています。

次に、退職金返納命令の進捗の状況と今後の対応・対策について質問します。

この質問をするに当たり、令和3年3月市議会で、水道局がどのような答弁をしたのか 改めて確認をしました。その際の答弁は、退職手当の返納につきましては、できる限り早 急に手続をしたいと考えてます。内部で協議を行い、慎重かつ適切に事務手続を進めまし て、別府市退職手当審議会を設置し諮問し、その判断を仰ぎたい。それから2年と3か月 が過ぎましたが、先週の段階では、まだ退職金の返納命令を行ったとは聞いていません。 改めて質問しますが、退職金の返納命令はされましたか。

○上下水道局総務課長(田原誠士君) お答えいたします。

退職手当の返納命令につきましては、本年4月13日に外部の第三者で組織された退職 手当審査会に諮問し、同日直ちに当審査会が開催されて以来、これまで4回にわたって同 審査会で退職手当の返納命令の是非及び返納命令を命じる場合の内容等について、審査が 行われていますので、今後、同審査会の答申の内容を踏まえ、退職手当の返納命令につい て判断する予定であります。

- ○13番(森 大輔君) その質問は後でしようと思いましたが、私がまず質問したのは、退職金の返納命令はされましたか。
- ○上下水道局総務課長(田原誠士君) お答えいたします。 今現在、まだ退職金の返納命令はされておりません。
- ○13番(森 大輔君) 先ほどの答弁によると、退職金の返納命令を考える審査会が設置されました、それが今年の4月の何日。そして今の答弁で、しかしながらまだ退職金の返納命令はまだしていませんということが今の状況だと思います。

しかし市長、審査会を設置しましたと言われましたが、これまで早急な手続をしますと言われて、約2年がたちました。これでは、別府市政は身内に甘い、公務員に甘い、なあなあな行政と市民の疑問や不安を招く事態になっても仕方ないと感じるのは私だけではないと思います。市長は現在、上下水道局管理者であり、別府市行政の最高責任者です。そうである以上、市民や納税者に対して納得のいく説明をしなければならない説明責任があります。有罪判決が出て2年、議会で早急な手続をして、審査会を設置しますと答弁して

から2年たちました。審査会は、設置しようと思えば、すぐにでも設置できます。市長はいつも走りながら考えますと言われていますが、なぜ今回の審査会の設置、これには2年かかったのか、なぜ、設置が遅くなったのか、答えてください。市長にお願いします。

○市長(長野恭紘君) それでは私から。

気合いでできる部分と、気合いでできない部分というのが市長はやっぱりありますね。なので、私は自分の政治家としての思うところは当然あります。私が政治判断でできることがあれば、それは当然やるべきだろうというふうに思っておりますが、市長とてルールを守って、様々な様式というか様々なプロセスというものがありますから、2年というものが市民の皆さん方にとって確かに長いなというふうに思われる方、それは私にも個人的にもそういう御意見ありました。

しかしながら、私どもは当時の水道局、現在の上下水道局、そういうところ、また総務 課としっかりと協議を重ねながら、これは大事な判断でありますので、しっかりと異論の ないように判断をしていく、そのプロセスをしっかりと積み重ねていくと、そういうこと をしっかりやってきたということであります。関係があれば、また担当職員が答弁すると 思います。

○13番(森 大輔君) では、もう一つ質問します。

これまで、この審査会を設置するまでに当たり、いろいろ事務的な手続があったということに対しましては、一定の理解はさせていただきますが、仮に、今後別府市が退職金の返納命令を出しても、2年以上も審査会が設置されなかった間に退職金がなくなっている可能性も十分考えられますが、そういう場合の対応・対策はこれまで考えられてきましたか。仮に、返納命令をこれからしたとして、退職金は取り戻せると考えてますか。

○上下水道局総務課長(田原誠士君) お答えいたします。

退職手当の返納命令についてですが、別府市職員の退職手当に関する条例第 15 条第 1 項に規定する退職手当返納命令処分を行うに当たって、同条例第 15 条第 4 項に、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならないと定められております。さらに、同条例第 18 条第 2 項に、退職手当審査会に諮問しなければならないとも定められております。このような条例の規定に鑑み、退職手当返納命令債権の取扱い等の退職手当返納に係る対策につきましては、聴聞手続並びに退職手当審査会の審査及び答申を踏まえ、退職手当返納命令処分が行われた際の関係法令に照らし、適切な対応を、対策を講じるよう努めてまいりたいと考えております。

○13番(森 大輔君) よく分かりませんが、これまでの2年間の間に、時間がかかってきた間に退職金がなくなっている可能性があると思います。そのことについてこれまで議論されてきましたか、それまでの対応・対策はされてきましたかという質問ですが、よく分かりませんが、この2年間、いろいろなケースを想定して対応・対策を講じることはできたと思います。

このような事件が起こらないのが一番ですが、審査会の設置が遅れたことで退職金が取り戻せなかったというような結果になれば、これはもう行政の落ち度になるということは 先に言っておきます。

この2年間、できる限り早急な手続をしたいと言いながら、審査会が設置されなかった 別府市の対応に、正直誠意を感じることはできません。退職金の返納命令につきましては、 これ以上先延ばしにせず、市民が納得できるしかるべき対応、そして結論を出していただ きたいと伝えて、次の質問に移ります。

次に、Park-PFI事業について質問します。

先ほど吉冨議員からも質問がありましたが、私は私の視点から議論させていただきます。 Park-PFI事業とは、自治体が民間事業者に公園用地を貸し、民間事業者がそこで 飲食や売店等の収益事業を設置し、運営することができる制度です。しかし、民間事業者は、収益事業から得た収益の一部を別府市のために還元していただき、別府市に代わり、公園整備を行っていただくことが条件となる制度です。

このPark-PFI事業導入により、市民にとっての利点は、民間のアイデアやノウハウを活用して、公園利用の利便性の向上を図ることや、地域経済の活性化を図ることだと言われてます。また、行政にとっての利点は、民間資金を活用して、本来自治体がすべき公共施設の設置や整備、維持管理運営を民間事業者に効率よくしていただき、自治体の行財政負担の軽減を図ることだと言われてます。ここまでの理解に間違いありませんか。

○公園緑地課長(橋本和久君) お答えいたします。

まず、行政負担の軽減について説明いたしますが、まず民間の資金により、公園施設の整備が行われるための整備事業費の軽減が図れるということと、Park-PFI事業の期間は20年間担保されておりまして、その長い事業期間で見たときに、公園の維持管理費やそれにかかる人件費等が負担軽減されているというふうに考えております。

- ○13番(森 大輔君) その質問はこの後させていただきたいと思ってましたが、いいです。 今言われたように、別府市はこれまで別府公園、鉄輪地獄地帯公園、春木川公園、そして上人ヶ浜公園でPark-PFI事業を導入してきました。実際に行財政負担は軽減されましたか。改めてお答えください。
- ○公園緑地課長(橋本和久君) お答えいたします。

繰り返しの答弁となりますけども、まず公園の整備事業費の軽減、それと今後、Park-PFI事業まだ始まったばかりでございますが、これから先の公園の維持管理費やそれにかかる人件費というものは今後負担軽減されていくというふうに考えております。

- ○13番(森 大輔君) 仮に、別府市が言うように、Park-PFI事業を導入することにより、本当に行財政負担が軽減されるならば、また市民にとって公園の利便性が向上されるなら、財政健全化や効率化を進めていかなくてけない別府市として、全ての公園にPark-PFIを事業導入して、民間事業者に公園整備を任せればいいということになりますが、いかがですか。
- ○公園緑地課長(橋本和久君) お答えいたします。

議員がおっしゃいます、別府市の174ある公園全てをPark-PFI事業で行ってはどうかということでございますが、まずちょっと現実的な話ではないのかなというふうに思います。町なかにある小さい公園等も含めて都市公園として別府市は管理しておりますが、当然その公園には駐車場もございませんし、民間事業が入る収益性もないのではないかと思います。また、根本的に建蔽率の問題がございますので、収益施設という建築物を公園に設置することがまずできないということになります。別府市では公園の、今ある公園の、利便の向上のためであったり、長い間整備されていない公園の整備というところも含めて、Park-PFI事業を活用して整備を行っているところでございます。

○13番(森 大輔君) 私の質問の趣旨がうまく伝わってなかったのかもしれませんが、私の質問の趣旨とすれば、皆さんがこのPark-PFI事業を導入することによりまして、行財政負担の軽減が図れると言われたわけですから、そしたら財政健全化や効率化を進めていかなくてはいけない、別府市として、では全ての公園にPark-PFI事業を導入したらいいのではないですかという意味の趣旨でさせていただきました。だけど、別に一つ一の案件を見て、いやこれは現実性があるかないか、そこを聞いたわけではありません。そのことについては御理解していただけると思います。

この質問を改めてしても堂々巡りになると思いますので、次の議論に進めていきたいと。 分かりました。

○市長(長野恭紘君) それでは私から。

Park-PFI、あるいはPPPという事業は、私たちがやりたいからできる事業ではないのですね。これは御理解いただけると思いますが、市民にとってもいい、事業者にとってもいい、私ども行政にとってもいいと。事業者がそもそも集まらないものに募集をかけても来ませんから、収益性が図れるなと、コストとして、総合的に見てこれはいい結果が得られるなと思ったところに、それはそれぞれの判断で個別に対応しているということでありますので、これは御理解いただきたいというふうに思います。

○13番(森 大輔君) まさにそのような議論を、これからさせていただきたいと思っているところでした。おっしゃるように、Park-PFI事業は、行政がしたいからといってできるものでもありません。また民間事業者がしたいからといって、行政が民間事業者の条件に優先するような形で進めるような事業でもないということは、改めてこれから申し上げさせていただきたいと思いますが、公園は市民の皆さんのためにあるという前提に立ったとき、私は、 ϕ のPark-PFI事業のやり方には、市民目線から考えて慎重にあるべきだと思ってます。また、担当する行政職員も、 ϕ のやり方については大変苦慮されているのではないかと思ってます。

そして、私が苦慮されているのではないかと思う理由が、同時にPark-PFI事業の最大の課題でもあると考えています。Park-PFI事業は、御案内のように、民間事業者に公園用地を借りてもらい、そこで収益事業と還元事業の両方をしてもらう公園整備管理事業者を公募する制度です。民間事業者は当然、還元事業より収益事業を優先する以上、公園整備や還元事業を多く求めて公募条件を厳しくすると、民間事業者は応募しない、もしくは、参加しても経営が成り立たなくなります。

一方で、公募する民間事業者が収益しやすい条件にし過ぎると、市民の共有財産である公園が、市民のための公園から一部の民間事業者の収益事業追及の場として利用され、一部の利用者のための公園に陥る可能性があります。そういう意味で言えば、Park-PFI事業の最大の課題は、民間事業者の収益事業と還元事業のバランスを図ることだと考えてます。少しでも多くの収益を求める民間事業者と協議をしながら、市民のために収益、市民のための公園整備、そして還元事業をお願いし、収益事業を行ってもらうように図らなくてはならない行政担当者の責任は重大で、大変だと考えています。Park-PFIを導入する行政として、民間事業者の還元事業と収益事業のバランスを取りながら両立を実現させるのは、実際難しいことだと考えてますが、収益事業と還元事業のバランスは取れていますか。

○公園緑地課長(橋本和久君) お答えいたします。

今言われてますバランスについては、このPark-PFI事業で考慮しなければならない事業であり、最大限配慮しながら進めているところでございます。公園利用者の立場によって、人によってはもうありがたい施設であるというような、感じ方が様々でありますので、まず別紙の別府市の公園緑地課としては、一日中過ごせる公園の実現というところの考えの下に事業を進めているところでございます。

○13番(森 大輔君) やはり言ったように、収益事業と還元事業のバランスを実現させる のに大変苦慮されているようですが、では実際に、収益事業と還元事業のバランスが図れ てきているのか、これまで別府市が行ってきたPark-PFI事業の実績と成果と効果 について議論をしていきたいと思います。

これまで別府市は、別府公園の飲食店の設置、鉄輪地獄地帯公園のグランピング施設の設置、春木川公園のスーパーの設置計画、そして上人ヶ浜公園のリゾート型総合観光宿泊施設の設置計画など、Park-PFI事業を導入してきました。これまでの4つの事業において、民間事業者が行ってきた、もしくは提案された還元事業の内容と金額について、どのように把握してますか。

○公園緑地課長(橋本和久君) お答えいたします。

各公園ごとに説明したいと思います。

まず、別府公園は、スターバックスの店舗を中心に約3,800平方メートルの駐車場改修 や、駐車場管理機器の設置、芝生広場の整備を実施しており、その還元事業費は約2,500 万円となっています。その維持管理は、主として広場の植栽管理を行っています。

鉄輪地獄地帯公園については、グランピング施設に隣接した駐車場や公園入り口にあるエントランススペース、屋外トイレ、国道沿いの植樹帯整備を実施しており、その還元事業費は公共積算ベースで約1億円かかるところを、別府市の負担金を持って8,130万円で整備いたしました。その維持管理は、ゼロ円指定管理を行っていただいております。

なお、別府公園と鉄輪地獄地帯公園における維持管理費ですが、企業努力により従業員が行っているものと、外注しているものとが混在しているため、民間企業ベースによる維持管理費の総額は分かりかねます。

春木川公園について説明いたします。まだ未整備箇所もございますが、提案されているのは人工芝コートや広場、駐車場、植樹帯等が還元事業に該当します。別府市が施行した場合にかかる還元事業費は、提案計画時ベースで約2億円となっております。

最後に上人ヶ浜公園についてですが、これから整備を行うものとなっておりますが、駐車場や国道に接続する場合や、施設間をつなぐ園路やエントランススペース、広場、植栽、屋外トイレが該当いたします。還元事業費は約9,700万円を計画しております。

- ○13番(森 大輔君) では一方で、収益事業の事業収支計画、事業収支はどのようになってますか。
- ○公園緑地課長(橋本和久君) その辺の情報公開については、事業者の企業情報となりますので、公開のほうはしておりません。
- ○13番(森 大輔君) そこが、今問われている問題だと思います。公開されていないと言いますが、市民の共有財産である公園用地を利用して収益事業を行っているわけです。そういう意味で言えば、提案された事業収支計画や事業収益など一定の情報公開は、行政にすべきだと思います。逆に言えば、議会に対する情報公開が不透明なまま行ってきた別府市のPark-PFI事業のやり方、これに問題はないのか。また、それが市民の方がPark-PFI事業に対して、疑問や不安の声が大きくなる要因の一つではないかと考えます。

公園用地を管理する行政として、市民に、民間事業の収益事業と還元事業のバランスがどのように図られているのか。これについて説明責任はあると考えますが、いかがですか。

- ○公園緑地課長(橋本和久君) 繰り返しの答弁となりますが、情報公開については法人等 関係事業情報に該当すると思われますので、公開はできません。
- ○13番(森 大輔君) では、質問を変えて聞いていきます。別府公園の東駐車場ですが、 民間事業者が喫茶店を設置する前と設置した後の駐車場の利用台数の推移はどのように なってますか。
- ○公園緑地課長(橋本和久君) 駐車場の利用数につきまして、事業前の平成30年は年間約6万2,000台でした。令和4年度は37万5,000台となっております。
- ○13番(森 大輔君) つまり、民間事業者が施設を設置した前と後で比べると30万台、年間に駐車場の利用者が増えたということになります。この30万人の人間がこの民間事業者が設置した飲食店で、例えばコーヒーを飲んだらと考えれば、年間どれぐらいの事業収益になるか推測することができます。そこから年間の純利益、それと還元事業を比べるとどうなるかということです。ここからの数字はあえて言いませんが、収益事業での利益が還元事業を大きく上回っているのではないかということです。

また、鉄輪地獄地帯公園に設置された宿泊施設を利用した人数はどのように把握してま

すか。

- ○公園緑地課長(橋本和久君) お答えいたします。 令和4年度の最新の情報で、宿泊者数は年間8,700人となっております。
- ○13番(森 大輔君) 8,700人ということですが、ここの事業者のホームページによると、宿泊料は最低1万6,400円から最高で2万6,400円の設定になってます。そこで、平均宿泊代を2万1,400円と仮定した場合、年間どれぐらいの事業収益があるかが推測できます。もちろん、収益が多く出ること自体は悪いとは言ってません。しかし、行政資料を基に収益事業を試算すると、民間事業者の収益事業優先の条件になっていないかと、公園が一部の民間事業者の収益事業追及の場として利用される結果になっていないか、市民の利便性を第一に考えた公園整備になっているのか、疑問に感じるところがあります。特にそのように疑問に感じる要因の一つに、1平米120円という安過ぎる公園用地の土地代の設定があります。Park-PFI事業導入の際の公園用地の貸出し代の見直しについては、どのように考えますか。
- ○公園緑地課長(橋本和久君) お答えいたします。 この1平方メートル当たり120円というのは、条例で定められておりまして、Park -PFIで公募をかけるときは、この金額以上で提案してくださいということで公募を 行っております。
- ○13番(森 大輔君) そうは言いながら、実際120円以上になった契約になったのは別府公園の事業だけで、残り、鉄輪、春木、そして上人も土地代は1平米120円です。収益事業と還元事業のバランスを考えると、1平米120円からという設定は安過ぎると指摘しておきます。春木川公園や上人ヶ浜公園の整備計画については、まだ十分に事業が開始されていない点は否めませんが、収益事業と還元事業のバランスは図れているのか、この観点から事業の進捗状況を今後も注視していかなくてけないと考えてます。

最後に、上人ヶ浜の整備運営事業について言いたいこと、それは数年前から別府市が進めてきた上人ヶ浜の整備計画、これは当初は、別府市営温泉の中でも一番の黒字施設だった、この砂湯を利用される観光客が多くて、一方で、砂湯の施設規模は十分ではないことにより、潜在的な需要におこたえできないことが課題として議論されてきました。そのような議論があり、今後も増加する利用客の需要におこたえできるように、砂湯を拡張しますという目的でスタートしたはずです。それがいつの間にか、報道によると、ハワイをほうふつとさせるレストランやコテージを造り、総合リゾート型観光宿泊施設を構想しているといううわさです。別府市から砂湯の拡張事業をするということで始まったはずの上人ヶ浜の整備事業計画が、いつの間にか体験型宿泊施設というよく分からない定義の宿泊施設にすれば、宿泊施設も併設することができる整備事業になっていますが、これは民間事業者の収益事業優先の条件過ぎませんか。別府市唯一の海浜公園として、豊かな自然環境や緑の景観、そして津波などの災害からまちを守る減災の役割も果たす松林の保全ができますか。市民の利便性を第一に考えた公園整備になってますか。疑問や不安を思う市民の声同様に、私も一議員として、これまでの行政運営に対して違和感を感じています。

そもそも、別府市独自の判断で、体験型宿泊施設はよいとする別府市のPark-PFI事業のやり方は、へ理屈が過ぎると思います。国が示す、公園には特段の理由がない限り宿泊施設は設置してはならないという方針に反してませんか。

○公園緑地課長(橋本和久君) お答えいたします。

まず、都市公園法の中で、宿泊施設については、公園施設の便益施設というふうに位置づけられておりまして、それを設置するには、公園の効用を全うするため必要と認められる場合というふうに書いております。別府市の総合計画の中で、公園については一日中過ごせる公園の実現というものを上げていまして、上人ヶ浜公園には砂湯をはじめ、温泉が

湧出していまして、またロケーション等も含めて、時間をかけて公園を楽しんでいただく ということを総合計画で上げておりまして、この施設は公園施設であるというふうにこち らでは判断しております。

○13番(森 大輔君) 国のほうでは、公園には特段の理由がない限り、宿泊施設は設置してはならないということを言われてるわけです。その理由は、宿泊施設、別府市は体験型宿泊施設というのは宿泊施設ではないということだと思いますが、そういう宿泊施設ができると、公園が一部の宿泊施設専用の用地となってしまうことから、そういう指針があるわけです。そういう観点から、今の別府市のやり方はおかしいと私は指摘させていただきます。

今回の質問で私が言いたいことは2つ。一つは、今の別府市のやり方が、収益事業と還元事業のバランスが図れていないのではないかということです。その要因として、安過ぎる土地代の問題。もう一つは、体験型宿泊施設と、それはよいとする別府市の方針、これは市民のための還元事業より、収益事業優先の条件になっていませんか。この2つについて私は問題があると、そのように申し上げさせていただきました。

そういう観点から、これからも Park − PFI 事業のやり方については考えていかなくてはいけないと、そのように申し上げておきます。 最後に何か御意見があれば伺います。 ○建設部長(山内佳久君) お答えいたします。

今までちょっと意見を頂いて、私どもやはり公園は市民のために、市民のほかに観光に訪れた方、それとあと全ての利用者のために整備されるべきであるというふうに考えております。そのことを念頭に置きまして、今後もにぎわいのある、それとほっとできるような公園整備に努めていきたいというふうに考えております。

リゾート型宿泊施設ということの言葉が出ましたけれども、それは宿泊型、宿泊専用体験型ということで我々もこれからの計画書を見させてもらって、それから判断していきたいというふうに思っています。

また一つ、自然景観、あそこの上人ヶ浜公園の自然景観はこれからも私ども大切にしていきたいと考えておりますので、そこら辺も設計の段階で考慮していきたいというふうに考えております。

○13番(森 大輔君) これからの動向については注視していくということを伝えて、次の質問に移ります。

次に、香害及び化学物質過敏症について質問します。

議長、この件で、資料の配付をお願いしたいのですがよろしいですか。

- ○議長(加藤信康君) はい、結構です。事前にタブレットの中に送付しておりますので、 各議員はタブレットを御覧ください。
- ○13番(森 大輔君) これまで香害といえば、主に大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音振動、 地盤沈下、そして悪臭が7つの公害として総務省で定義されています。私がこれから質問 する香害とは、これまでの7つの公害ではなくて、新しい公害と言われているもので、漢 字で書くと香る害と書いて、香害といいます。この香りの害と言われる公害は、最近の香 りブームにより生じている新しい問題として、まだ十分に周知されていない面もあるかも しれませんが、厚生労働省により2008年に、香害による化学物質過敏症という病名登録 を中毒の部門で認定されていることをまずお伝えします。

この香害による化学物質過敏症を引き起こす原因は、私たちの身の回りにある様々な家庭用品に含まれる香りの成分、それに伴う化学物質だと言われています。御承知のように、最近では香りつきの合成洗剤、柔軟剤、シャンプーなどのボディケア用品、そして消臭除菌スプレーなど、化学物質によって生成される様々な香りを楽しむ製品を使用しています。しかし一方で、こうした日常品に含まれる人工的な香りに伴う化学物質で、深刻な健康被

害に悩まれている方々がいます。香り入りの製品が要因で、化学物質過敏症を発症する事例が多いために香る害と言われますが、香りそのものが原因ではなくて、その中にある化学物質が体に様々な影響を及ぼしていると考えられています。

化学物質過敏症支援センターが発行している資料によると、現在約5万以上の化学物質が流通し、便利で快適な生活のために化学物質の利用が優先される一方で、安全性が十分に検討されているのかが問われています。化学物質に対する許容量は個人差が大きく、同じ環境にいても発症する人としない人がいます。別府市として、香害及び化学物質過敏症についてどのように考えてますか。

- ○健康推進課長(和田健二君) お答えいたします。 柔軟剤などの香りに含まれる化学物質に反応して、頭痛、吐き気、めまいなどの体調不 良を起こされる方がいると認識しております。
- ○13番(森 大輔君) そのような症状、一度発症してしまうと、また重症になると、仕事や家事ができない、また学校や会社に行けないなど、基本的な社会生活ができなくなるほど、極めて深刻な現在の環境の病として、花粉症などに続き、新しいアレルギー疾患と言われてます。今から2年前の2021年、当時の文部科学大臣だった萩生田さんも国会で、香害で学校に行けない子どもがいるとしたら、それは重大な問題であると答弁をされ、香害で不登校になる子どもの存在を危惧されました。そういう意味で言えば、これから学校や公共施設における香害問題への取組の第一歩として、化学物質に伴う香りつき製品に苦しんでいる方がいることへの周知啓発が求められています。

この香害及び化学物質過敏症が花粉症などのほかのアレルギー疾患と違うのは、この症状を治す、もしくは抑える薬はなく、対策として、化学物質を取り込まないようにする予防しかないところです。また、症状が頭痛やめまい、吐き気、全身の倦怠感、不眠や不安などの症状に対して明確な原因の特定が難しいことから、更年期障害、精神疾患、鬱病など別の疾患として医者から診断される場合も多いと聞いてます。特に最近は、香りを長持ちさせる柔軟剤は、マイクロカプセルに香りの粒を包み、摩擦や刺激によってカプセルを破壊することにより、中の香り成分が出てくる仕組み、これにより、香り効果を長持ちさせる工夫が逆に香害や化学物質過敏症で悩んでいる方々の健康被害を増やしていると言われています。たとえその人本人が使用しなくても、他人の使っている柔軟剤などで健康被害を起こしてしまうケースもあり、たばこの受動喫煙と同じ性質の問題として考えていただきたいと警鐘されています。別府市として、香害及び化学物質過敏症について、これまでどのような対応・対策を行ってきましたか。

- ○学校教育課長(松丸真治君) お答えいたします。 香りの配慮に関する啓発資料を各学校に配布し、校内に掲示するなどの活用を依頼して おります。
- ○健康推進課長(和田健二君) お答えいたします。 健康推進課では、現在のところ香害や化学物質過敏症についてのお問合せは把握しておりませんので、特段の対応もいたしておりません。
- ○13番(森 大輔君) 私が把握した他市の状況を確認すると、例えば神戸市、神奈川県平塚市、宮城県多賀城市、佐賀県佐賀市、新潟県新発田市、栃木県の宇都宮市、兵庫県宝塚市などで、既に香害及び化学物質過敏症についての実態調査、また、過敏症により苦しんでいる方々がいることへの周知啓発へ積極的に取り組んでいる事例が確認できました。正直、これまでの別府市の対応・対策は十分な取組とは言えません。しかし、今後の取組に向けて、まずは、香害及び化学物質過敏症などの実態把握のための実態調査及びアンケートの実施、公共施設や学校現場における職員や教員への周知啓発、研修の実施など、苦しんでる方々への対応・対策を教育委員会だけでなくて、市長部局含めて考えていただきた

いと思いますが、今後の取組について、どのように考えますか。

○学校教育課長(松丸真治君) お答えいたします。

各幼稚園、学校は家庭訪問や面談、保健調査票などから、児童生徒の健康状態について 把握しております。そして、配慮の必要な児童生徒を、学校は教職員全員で共通理解をして対応するようにしております。その中で、香りの配慮が必要な児童生徒がいる場合、学校はどのような配慮ができるか、保護者と話し合うようにしております。配慮の内容によっては、通院先の医師の助言を基に対応したり、ほかの保護者の方々に協力を仰いだりすることもあろうかと思われます。学校教育課は児童生徒の学校生活が円滑に行われるよう、各校の実情に合わせた対応を支援していきたいと考えております。

○健康推進課長(和田健二君) お答えいたします。

啓発につきましては、ホームページの掲載やポスターの掲示などにより取り組んでいきたいと考えております。実態調査に関しましては、香害及び化学物質過敏症は、国においても多くの関係省庁にまたがる問題ですので、別府市の関連する部署において、困りの相談等がされてないかなど、どのような通知があったなど、実態把握を行い、実態調査に関して調査研究してまいりたいと考えております。

○13番(森 大輔君) よろしくお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

最後に、スポーツ振興と推進計画について質問します。

現在、実相寺中央公園に設置された様々なスポーツ施設、これは別府市のスポーツ振興を行う上でとても重要な役割を担っています。現在、実相寺中央公園に設置されたスポーツ施設として、例えば野球、サッカー、ラグビー、そして弓道、そしてアーチェリー場などがありますが、これまで整備されてきた様々なスポーツ施設は、今から約16年前の2007年に策定された別府市スポーツ振興計画の下設置されてきたものだと理解をしていますが、間違いありませんか。

- ○スポーツ推進課長(豊田正順君) お答えいたします。 相違ございません。
- ○13番(森 大輔君) その後、2008年に実相寺中央公園のスポーツ施設に関わる庁内の 検討会議や作業部会を設置し、競技団体関係者からなるスポーツ振興審議会を通して、当 事者や利用者の御意見を聞きながら、スポーツ振興計画に反映してきたものであると理解 しています。今年の4月に新たに設定された第2期別府市スポーツ推進計画においても、 これまで同様に、これからも利用者の声を反映した整備を行うという方針に変わりありま せんか。
- ○スポーツ推進課長(豊田正順君) お答えいたします。 相違ございません。
- ○13番(森 大輔君) これまで、利用者や競技団体関係者の声が全て実現されたわけではないと思いますが、野球やサッカー、そしてラグビーなど、一定程度の利用者、そして関係者の声を反映した形で、今現在様々な大会の開催や練習ができる施設に改修されつつあります。

ラグビー場につきましては、例外的な速さで整備された印象ありますが、一方で、16年前から別府市のスポーツ推進計画に予定されながら、いまだに整備の兆しが見えない施設があります。それがアーチェリー場です。別府市に設置されているアーチェリー場は、矢を打つ位置から射的までの距離が60メートルしかありませんが、2005年のルール変更で、70メートルで公式競技が行われるようになりました。そのために、今の別府のアーチェリー場では公式に認められている競技ができないことや、70メートルの大会や競技に向けて練習もできない状況が18年間続いています。このアーチェリー場の射的までの距離が不足している問題につきましては、かなり以前より関係競技団体から別府市へ、これ

まで数回にわたり、射的場の改修の請願、施設充実の請願、長距離練習スペース確保の請願など、射的までの距離延長整備が求められてきました。そのような経緯もあり、2007年の、先ほど申し上げました別府市が策定した振興計画の中に、アーチェリー競技のルール改正に伴い、射的までの距離を延長していく必要があり、実相寺中央公園スポーツ施設整備計画に組み込み、今後検討していく予定ですと、そのように明記がされました。それは実際にこちらになります。

しかしながら、それから 16 年たちますが、いまだに射的までの距離延長整備が実現されていないのが現実です。これまで延長整備が実現されなかった理由について、どのように考えますか。

- ○スポーツ推進課長(豊田正順君) お答えいたします。 アーチェリー場の距離延長につきましては計画当初から検討はされていましたが、地形 の高低差、周辺施設の状況、改修費用などの理由により実現できなかったものというふう
- ○13番(森 大輔君) 今言われた課題については、別に特段新しい課題ではなく、振興計画に組み込まれた16年前から、行政と競技団体関係者が十分に把握認識されてきた問題です。その課題をどのようにしたら解決できるかを検討されてきたのではないでしょうか。検討する時間は十分にありました。16年間かけて検討されてきたと思います。アーチェリー競技利用者と競技団体関係者は、その検討された結果と成果について、隣の多目的広場がラグビー競技用に整備されるのを横目で見ながら、首がキリンになるぐらい長い間待ち望んでいます。アーチェリー場の射的までの距離を60メートルから70メートルへ整備延長する計画について、改めてどのように考えてますか。
- ○スポーツ推進課長(豊田正順君) お答えいたします。 このことにつきましては、今後ともアーチェリー協会と協議をしていきたいというふう に考えております。
- ○13番(森 大輔君) まだ、先ほど申し上げました課題解決に向けて日にちがたっていないのなら、そういう答弁もあるかもしれません。しかし、アーチェリー場の整備延長計画につきましては、別府市が策定した整備計画で16年経過している案件です。アーチェリー協会とどうすればよいか、協議検討する時間は十分あったはずです。16年間も協議検討する時間がありながら、今後、さらに何を協議検討するんですか。隣の多目的広場については、ラグビー場が一瞬でできました。一方で、アーチェリー場は、10メートルの延長が検討されて16年。1センチも延長されません。なぜですか。

アーチェリー施設は県内では別府市以外に、中津市、宇佐市、日出町、大分市、日田市、 佐伯市などありますが、別府市以外の全ての施設は射的までの距離を90メートル確保し てます。別府市のジュニア選手の方々や大会に出場される方々は、わざわざ練習のために、 市外の施設で演習を余儀なくされているのが現状です。

また、このような練習が十分できる環境とは言えない中で、ジュニア選手や競技者は自主努力でこれまですばらしい実績や成果を積まれてきてます。先ほどの答弁につきましては、アーチェリー競技関係者は大変残念に思われていることと思いますが、今後の対応・対策について、別府市としてどのように考えますか。

○いきいき健幸部長(大野高之君) お答えいたします。

に考えております。

- 先ほども課長から答弁いたしましたとおり、現地には改修実施を阻害する要因が多々あり、計画は進展しておりませんが、引き続き今後とも競技団体と協議を進める中で打開策を見出すよう努めてまいります。
- ○13番(森 大輔君) 私の今の質問の趣旨はもちろん、アーチェリー延長の整備について もそうですが、それとは別に、そういった状況も考えて、例えば、今後新たな取組として、

練習場所の代替地の調査研究をしたり、アーチェリー競技者が大会を誘致開催する際には、 隣の多目的広場の活用にも対応していただきたい、そのように考えますがいかがですか。

○スポーツ推進課長(豊田正順君) お答えいたします。

アーチェリーの大会誘致、練習場所に多目的グラウンドの利用を検討いたします。多目的グラウンドは横が70メートル以上、縦は100メートル以上の広さがあり、安全性については問題がないというふうに考えております。今後ともアーチェリー協会と協議をしながら、実現の可能性を探っていきたいというふうに考えております。

- ○13番(森 大輔君) 練習場所の代替地の調査研究についてはどのように考えてますか。
- ○スポーツ推進課長(豊田正順君) お答えいたします。

練習場所につきましても、多目的グラウンドの利用を検討したいというふうに考えております。

○13番(森 大輔君) 別府市の推進計画の示す方針もありますが、この中に幼児から高校生まで関係する競技者がスポーツできる環境整備を図るのは、別府市の大切な取組です。このことを改めて申し上げて、今後、アーチェリー場の施設の延長整備、そしてまた練習場の代替地の調査研究について進展することを祈ります。

私の質問を終わります。

- ○議長(加藤信康君) お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。 「「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○議長(加藤信康君) 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時21分 散会

| _ | 108 | _ |
|---|-----|---|
| | | |